

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

芳賀 潤君の一般質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） おはようございます。

新風会の芳賀 潤であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

東日本大震災津波発災から9年が経過しました。本来であれば昨日は追悼式が挙行される予定でしたが、当町では完全延期という選択をしたところではありますが、犠牲となられた方々の御冥福を祈るとともに、御遺族の皆様に改めてお悔やみを申し上げます。

さて、昨日、WHO、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症がパンデミックになったと表明されました。単なる感染症の問題ではなく、株価も乱高下を続け、全ての産業に大きな打撃となっております。非常に大きな社会問題化しております。早期の終息を望むものであります。

さて、先般の常任委員会、全員協議会から、令和2年度の主要施策、また予算規模が見えてきましたが、事実上の復興10年目の最終年度を迎えることとなる本定例会の一般質問では、令和2年度施策を中心とした課題を取り上げてみましたので、よろしく願いいたします。

まず初めに、当初予算における産業施策について伺います。

令和2年度当初予算を産業成長戦略予算と命名しておりますが、その中から産業施策に関係することについて伺います。

源水の第1ふ化場の復旧事業に、約6億円超を計上しております。

近年の秋サケの不漁については、当町だけの問題ではなく、沿岸市町村においては本当に深刻な問題であり、海水温の温暖化、サケの不漁による採卵の減少、稚魚の放流の減少と負のスパイラル状態であります。

大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村で構成する東部町村議長会においても、

本来であれば3月26日に赤浜にある東京大学大気海洋センターにおいて、ふるさとのサケというテーマで研修会を企画しておりましたが、感染症対策により中止となりました。

先般、ギンザケ、トラウトサーモンの海上生けすの視察に参加させていただきました。6月下旬ごろから出荷できる魚体になるとの説明がありました。次の3点についてお伺いいたします。

まず、1点目、近年の秋サケの水揚げ数量と水揚げ額について。また、今回のギンザケ、トラウトサーモンの水揚げ数量見込みと水揚げ額想定について伺います。

2点目です。それらが町内に及ぼす経済効果について伺います。

3点目です。いそ焼け対策については、実証実験などを実施する施設を整備することとありますが、その内容について伺います。現在、いそ焼け対策では、藻場の再生ということで、ダイバーなどによる海藻の植生、ウニの駆除などが実施されておりますが、当町における現状と今後の展開について伺います。

大きな2点目であります。第2期子ども・子育て支援事業計画について伺います。

国では、平成29年3月31日に子育て世代包括支援センターの設置運営について及び児童福祉法等の一部を改正する法律において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は、同センターを設置するように努めなければならないと規定されております。また、政府としては、ニッポン一億総活躍プランに基づき、子育て世代包括支援センターについては、令和2年度末までの全国展開を目指し取り組むこととされております。子育て世代包括支援センターの設置運営要領については、次のように定めております。

1、目的。子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な連携を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことによって、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としております。

実施主体は、市町村とすること。ただし、市町村が認めた者へ委託などを行うことができることとされております。

対象者は、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とするが、地域の実情に応じて18歳までの子供とその保護者についても対象とするなど、柔軟に運用すること

ができることとされております。

実施場所は、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設、場所で実施することとされております。ただし、必ずしも1つの施設、場所において2つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設、場所で役割分担をしつつ、必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができることとする。なお、その場合は、それぞれの施設、場所をセンターと位置づけることができることとするとあります。このことを前提にして、次のことについて伺います。

1点目であります。先般での全協の説明において、令和2年度中に庁舎内に子育て世代包括支援センターを設置する旨の説明がありましたが、その内容、施設概要、機能などについて伺います。

2点目です。今回の第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子ども・子育て支援会議の意見やパブリックコメントを受けて、新たに子供の遊び場空間の創出推進事業を明文化しましたが、子育て世代包括支援センターの整備、設置について、本計画に明文化しなかった理由について伺います。

3点目です。本計画は全ての子供と子育て家庭を対象としているところですが、子供の成長に伴い、福祉分野と教育分野の連携協力は不可欠なものと認識しておりますが、そのことに関する記述、説明が少ないと感じます。福祉分野と教育分野の連携関係について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、令和2年度当初予算における産業施策についてお答えをいたします。

大槌魚市場における令和元年度のシロサケの水揚げ量は約14.6トン、水揚げ額が約1,283万円となっており、震災前の1割にも満たない数値となっております。

また、新おおつち漁業協同組合が試験養殖を開始したギンザケ及びトラウトサーモンは、令和2年度の水揚げ量101.4トン程度を予定していると伺っております。魚市場の水揚げの減少は、定置網漁を収入の主力としている新おおつち漁協においても重要な懸案事項であり、水産加工における原材料不足等に直結するものであります。そのような中

で、ギンザケ、トラウトサーモンといった新しい魚種への今回の取り組みは、地域産業の命運をかけたものであると認識をしておるところであります。町内における経済効果としましても、関連事業者の町内立地及び雇用の拡大、魚市場収入等の増による新おおつち漁協の経営安定化、水産加工業における新魚種の確保、加工品の出荷数量の増など、経済の好循環を期待するものであります。しかしながら、漁場環境のモニタリングや漁業者を初めとした関係機関との連携、調整が継続して必要であることから、町といたしましても、新たな水産業における地域ブランドの確率のため、必要に応じた支援策を講じてまいります。

いそ焼け対策事業につきましては、NPO法人三陸ボランティアダイバーズに業務を委託し、大槌湾及び船越湾でのモニタリング、船越湾内のポイント2カ所を中心としたウニの除去、移植または駆除、ワカメ及び昆布等海藻類の植生活動を実施しております。ウニの除去を行ったエリアにつきましては、ワカメ、昆布の新芽やフクロノリ、ホンダワラ、紅藻など、海藻類の繁殖が見られております。一方で、ウニを除去していないエリアでは、ウニの生息密度が高く、クボガイなどの食害も確認され、海藻類の繁殖は見られない状況であります。

今後につきましては、藻場再生ポイントにおいてウニ及びクボガイの除去を実施し、藻場再生エリアの維持拡大を行うとともに、ワカメ、昆布などの大型海藻類の繁殖にかなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、あわせて、来年度整備するおおつち地場産業活性化センター赤浜実証棟をウニの蓄養等に活用していただくなど、民間事業者の取り組みについても支援をしてまいります。

次に、第2期子ども・子育て支援事業計画についてお答えをいたします。

初めに、子育て世代包括支援センターについてお答えをいたします。

当センターは、母子保健法の改正により努力義務とされていたものが、ニッポン一億総活躍プランにより令和2年度までに全国展開されることとなった施策であります。このセンターの機能は、平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度を包括的に運営する機能を担うものであり、センター自体は保健福祉課内に設置し、出産から子育てに至るまでの間の支援を保健師、管理栄養士、社会福祉士等が行うことを主体として考えております。また、この機能を担うに当たっては、これら保健に関する専門知識を生かし、利用者の視点に立った妊娠、出産、子育てに関する支援のマネジメントを行っていくことを目的としてお

ります。

次に、子育て世代包括支援センターを第2期子ども・子育て支援事業計画に明文化しなかったことについてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、子育て世代包括支援センターは、本計画で掲げる取り組みを包括的に行うものであります。一方、子ども・子育て支援事業計画は、子供を主軸とした施策を項目に指し示す計画であることから、記載をしておりません。

次に、福祉部局と教育部局との連携関係についてお答えをいたします。

子供が成長していく上で、さまざまな学び、教育を授受していくことになります。その過程には、義務教育の分野に進んでいくこととなりますが、子供の個々の性格や発達状況に応じた適切な教育はどのようなものかについて、福祉、保育、教育、学校と連携した取り組みを行っております。また、このほか、就学前の子供を対象に発達状況の確認や発育の促し方などの取り組みについても、作業療法士を主とした福祉、教育による連携をした支援施策を行っております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 常任委員会でもいろんな説明を受けていまして、中身は少し把握しているつもりではありますが、あえてこうやって一般質問に取り上げることによって、この問題について町民の皆様にも深く理解をしていただきたいと思いますという気持ちから取り上げさせていただきました。

答弁の中で、令和元年度のシロサケの水揚げが14.6トン、震災前の1割にも満たない状況があると。大槌町だけではなくていろんな市町村で、今回、このギンザケ、トラウトサーモンの養殖をいろいろ開始しているようでありまして、令和2年度の水揚げが100トンを超えるという予想をしています。我々、この前見させていただいたのは、あれは令和元年度のという意味なんですかね。それとも令和2年度に揚がるか。あれが100トンなんですかね。そこら辺、ちょっと整理させてください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 済みません。説明がちょっとあっちこっち行って、申しわけございません。

ことしの水揚げが100トンということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、今度の6月末とか7月に揚がるのというのは、大

体どのぐらいなんですかね。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今年度、6月にかけて水揚げされる予想なのでございますが、ギンザケが47トン、それからトラウトサーモンが53トンを大体見込んでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。

いずれにしても確実に水揚げになることですよ。サケの悪口言う気はないんですけども、サケはもう行ってみないとわからない。結局戻ってくるよという状態の中で、各漁協さんで放流はするものの、なかなかそれが。これ地球温暖化なのか、海流の変化の関係なのかわかりませんが、なかなか戻ってこない。でも、ここで今やろうとしているのは、確実に水揚げになる、確実にお金になるということで、非常に事業とすれば魅力的だし、今第1次産業である水産も何にもとれないと言って悲鳴上げている状態の中では、町が把握しているとおりに起死回生かなとは思っております。令和2年度が100トンぐらいになっていって、予算の内容を見ると桃畑の養殖場をもっと拡大するとか、いろんなものがありますが、最終的には大体年どのぐらいを安定した供給というか、安定した養殖でいこうとしているんですかね。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） あくまでも現在の想定でございますが、2,000トンから3,000トンの水揚げを最大目標といたしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 目標は高く、そこまでいかないにしても、その半分だとしても、結局、先ほど申しているとおりに、サケでとれているときで140トンから200トンぐらいなわけですよ。そしたら、もうべらぼうに桁が違ってくる。サケと比べればギンザケはちょっと小ぶりなんですけれども、その分、単価が少しいいので、水揚げ額にすれば、同じ量とれたとしても多分ギンザケのほうが上がるのではないかな。個人的にはそう思うんですけども。

そこで、経済効果についても伺いましたけれども、蓄養を見たときに、業者さんのほうでは、できれば町内の加工業者さんにさばいてもらいたいというようなことを言っていました。非常にいいことだなと思って。結局、これは単価でやりとりすると、もっと

安いからうちにやらせてけるという人たちが来るのではないかという危惧をしているところなんです、まずは町が仕掛けた事業ですので、町が潤わないともう話にならないのでは。誰かがもうかればいいということではなくて、やっぱり町が活性化することが第一だと思うんですが、それらの経済効果というか、どのように捉えていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 芳賀議員のおっしゃるとおりでございます、今回の海面養殖事業、ギンザケを初めとする養殖事業に関しましては、町内の漁協の経営安定化。それから、その水揚げによる市場の収益。それから、今後、2,000トンまで規模拡大しますと、漁業者の雇用にもつながってまいります。それから、水揚げした魚を町内の水産加工会社に卸して、それを加工して大槌町の新たな特産品として売り出すというような好循環を生み出すことを、まずは大槌町のサイクルの中で生み出すことを期待してございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひそのように願っているものであります。どうしても漁業というのは、養殖は別にしても、待っている産業なんですよね。サケが来るのを待っているとか、アワビがいっぱいおがってくればいいのか、ウニが身入れがよければいいのか、どっちかという待ちなんですよね。ところが、このギンザケに関しては攻めの、安定したものを養殖して、放流して、大きくして、水揚げにつなげるということで、歩どまりの話をする、常任委員会でも8割とか、いろいろ稚魚の段階でなくなった量ありますけれども、それこそサケの歩どまりに比べたらもう破格なわけですよね。なので、答弁書にあるとおり、地域産業の命運をかけたものであるということで役場の中で認識をされているので、これに本当に本腰を入れてやっていただきたい。そうすれば、他市町村との競合になる部分もあるかもしれないけれども、それは水揚げの時期だとか量だとかを決めていけばいいのではないかなというふうには個人的には思うんですけれども。

それと、例えば大槌魚市場にギンザケが揚がったときに、今は本当に町内の仲買人さんしか来ていないけれども、大槌町魚市場にこれが揚がるとしたら、例えば釜石からも買いに来るとか、山田からも買いに来るとかというのは暗に予想されるんですが、それらについても、さっきの加工業者さんの優先というのが変なのかもわからないけれども、やっぱり町内の仲卸さんたちに、購入する例えば大手さんが来ると、やっぱり金額にな

ってしまうわけですね。そこら辺のセーフティーネットというか、きちっと大槌、山田、釜石の人たちの仲買人さんには、このような単価でやっぱり公平にある程度の消費量を見越して譲る。それ以外については、大きく買ってくれるようなところとか、さまざまな手法はあると思うんですが、それらについてどのように今考えているかお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 2月の中旬でございますが、新おおつち漁協とそれから日本水産が、町内の加工屋さん、水産加工会社さんをお呼びして説明会を開催しております。ただ、まだギンザケに対するちょっとその理解、理解というか、浸透がまだ図られていないようでございまして、まずはことしの水揚げの魚を見ていただいた上で、どういうふうに卸すかとか、どういった形で町内に卸していくかということは、今、ニッスイとそれから水産加工会社さんと漁協が調整を図っている段階でございますが、議員がおっしゃるとおり、今回町でも新おおつち漁協がやる事業を強く支援しておりますので、そういった意味では町内の水産加工会社を基軸として図ってもらいたいというふうには、おおつち漁協とニッスイには伝えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そのときに、今、この新型コロナウイルスにかかって全てが縮小規模なんですけれども、以前、市場のところにカキができたときには、みんなで試食会をしたりとか、いろいろやりましたよね、そういうPRイベントみたいなもの。ぜひそういうのもやっていただきたいし、7月になって町内の魚屋さんにギンザケが並んでいるとか、トラウトサーモンが並んでいるということを見れば、町内の住民も買いに行ったとき、ああ、本当だったんだ。本当だったんだねという言い方は失礼かもしれないですけども、ああ、ここまで来たんだね、みたいところでアピールもできるのかなと。やっぱり説明するよりは目で見て、買って、食べて、ああ、おいしかったねというのが最高のPRになるんだと思います。

そこで、その視察のときに、業者さんのほうで来週か再来週になれば生けすの中にカメラを入れて、モニタリングして、どの程度餌を食べているのか、どの程度餌が残っているのか、今の魚体がどの程度まで大きくなっているのかを一々現場に行かないで、そのカメラで地上のほうでもう見られるという環境を今やろうとしているんですよという話をされていました。その点については、今どのようになっていますかね。



○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 先日の視察の段階から既にIOTを活用しまして、今はタブレットやパソコンで、今ここにいながらもその養殖の生けすの状況をつぶさに、私どもじゃないですけども、業者のほうで常にモニタリングできるような状況になってございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） すばらしいですね。そういう話を聞いただけでも、変な話、まだギンザケが水揚げもされていないのに、ああ、このぐらいおがった、今度はいつだみみたいな話になるのかなと思って非常に期待しているところであります。

答弁書の中に、地域ブランドの確立という表現がありました。魚関係で、私、ブランドって何があるのかなと思えば、南のほうに行くと関アジとか関サバとかね。宮城県のほうの金華サバとか、こういろいろあるんですが、そのようなネーミング、ブランドみたいなイメージで高品質のものを高価格で売るとかというものを目指しているという意味でしょうかね。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今現在、そのブランド化につきましては、県庁、それからおおつち漁協、ニッスイと調整を図っている段階でございまして、どのような位置づけ、単価を高く、すごくブランドにするのか。それとも、ちょっと廉価版といいますか、市場流通をたくさんできるようなタイプにするのかというのは、今協議中でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 同じものを水揚げして、安定したものが水揚げになったときに、販路の決め方によってやっぱり金額的に経済的に大きく変わるので、そこら辺、戦略だと思えますよね。なので、どういうものかを私が軽々にここで言うことではないんですけども、皆さん、専門の人たちが考えてくれるんでしょうけれども、そのようなものをきちっとやっていただくことによって、大槌のギンザケは後で名前が出てくるのかもわかりませんが、大槌ギンザケとなるかちょっとわかりませんが、そういうようなものも一考していただければ、なお「大槌」という名前がね。ギンザケギンザケじゃなくて、ほかでもやっていますから、そのようになっていけばいいのかなという思いで質問をさせていただきました。

次に、いそ焼け対策について。私も知り合いにダイバーがいたり、いろいろしている関係で情報は入っているつもりなんですけれども、例えば、今年度のこのいそ焼け対策事業、ダイバーさんに委託していると思うんですが、その予算規模と令和2年度の予算規模を比較したときに、どういうふうになっているんですかね。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今年度は予算額で180万円ほど、来年度は300万円ほどを計上してございます。今年度につきましては船越湾の2カ所のポイントを試験地としてやっておりますが、来年度は、120万円ほど拡大してございますので、大槌湾のほうでも2カ所ほどふやして実施する予定でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 彼らが藻場の再生でウニを駆除していたり、あとは海藻をブロックにまいておいたり、それがどうやって生育しているのか、新芽が出ているのかも私もSNSを使って観察しているんですけれども、明らかに違うわけですよね。それは、もう課長も十分見ていると思います。これだけ違うのかというぐらい。やっぱりウニが繁殖し過ぎたのが、原因がちょっとわかりませんが、でも、やっぱりアワビを育てるにしても、いいウニを育てるにしても、結局海藻がなければ話にならないので、それらを積極的に、予算規模を見てもことしが180万円而来年が300万円と増額しているところを見ると、ここにもやっぱり町がきちっとこの水産業の手当てをしていただいているかなというふうな感じがして、評価をしているところではあります。

ちなみにちょっと教えてください。これ、クボガイというのは、我々が言うツブですよ、そうですね。潜った人たちから聞くと、やっぱりそれが一番、もう岩にへばりついているもんだから、ウニもそうなんですけれども、とにかくもう芽を食べていくわけですよね。でも、逆にして見ると、駆除で潰すのではなくて、あれ、結構いい値段で売れるみたいな話もあるので、とってきて、それを水揚げすれば、それこそ海の中だと要らないものなんですけれども、おかに上がれば金になる。端的に言えばですよ。常任委員会でも申し上げましたが、そういうことは考えていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 今回のいそ焼け対策に関しましては、ウニのほうは、駆除して、そこで現場で潰すのもあったり、ほかのほうに移すのもあったりして、とって

きて、それを今釜石の水産センターのほうで岩大と協調して研究したり。クボガイに関しては、今のところ何もしていませんでしたが、今後はそのような副産物の取り扱いについても、漁協と調整しながら有効活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） このクボガイに関しては、そんなに大きな単価じゃなくても、結局駆除して、岩から落とすのも駆除なんだろうし、とってきて水揚げするのも駆除なんだとは思いますが、漁協さんに私もそういうお声がけをさせていただきましたけれども、ぜひやっていただければ少しは何かの足しにはなるのかなというふうな感じ。半端な量でないぐらいいますから、結局おろしても、また来るわけですよ。そしたら、もうとってきてというふうなのが、簡単で金になるのかなという感じがしていました。

今の話の中で、平田の水産のほうに出したりということで、我々の常任委員会でも、この前、そこを見させていただきました。学生さんが卒論に挙げている、産業廃棄物を利用して野生ウニをきちっとやるようなことを論文にしているという話もありました。あと、先日、個人的には洋野のウニ牧場のところを見てきました。説明も受けてきました。という中で、この赤浜の実証棟をウニの蓄養などに活用していただくなどという表現がありますが、具体的にはこれどういうふうに。洋野のイメージなのか、それとも、とってきたものをそこである程度生かしておいて、ウニの時期じゃないときに売るとか、いろんな考え方はあると思うんですが、この蓄養となるとどういうことをイメージしているのか。現在の考えがあればお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

洋野のほうは、申しわけございません、たくさん、先進地でございます、いろいろな今までの研究が今実っているかと思えます。

当町におきましては、今回、今年度からいそ焼け対策を始めましたが、とってきたウニに関しましては、なるべくそのコストをいかにかけないで身を入れるかということが問題でございますので、産業廃棄物と申しますか、野菜くず等与えておりますが、そういった中では野菜等の農薬が与える影響であるとか、身入れの状況であるとか、そういったまずは試験段階をある程度踏まえながら、どういった状況であれば出荷できるかということをご3年くらいかけて研究してまいりたいというふうに考えてございま

す。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 目の前に何かメニューがあるとすぐ飛びつきたくなる性格なもので、焦るんですね。こういう表現があると、すぐ来年から何かがあって、ウニがあって、何か蓄養があってと、こうイメージするんですが、3年ぐらいの経緯をかけてということ。

もちろん洋野は、県の事業なので、規模もそのとおりです。ただ、我々が平田に行って聞いたときには、野菜、例えばそれが今の言うように農薬の問題があったり、本当にうまみ、色は確かに変わりました。だから、本当に食べて天然物と比べてときどきどうかとか。あと、洋野のほうでもおっしゃっていましたが、人口餌を与えて、確かに身は肥えているように見えるけれどもという。天然とはやっぱり物が違うわけですね。そうすれば、ウニの蓄養をするのであれば、餌になるもの。そうすれば海藻ですね、結局は。

だから、そういうことをやっぱり連携しながら、3年であろうが4年であろうがかけてやって、それも安定した水揚げにつながれば、やはり漁師の皆さんも水産業の皆さんも、どういう形で水揚げするかは別にして、やっぱりそういう。端的にすぐ、こうやったから、ああやったというものになるわけではないわけです。そんなに簡単ではないわけですね。そんなに簡単だったらいつにみんなやっているの、確かに苦労もあるし、被害をこうむることもあるかもわからないけれども、ぜひ丁寧に進めていただきたいと思いますが、この水産全般に関して、最後にこの問題について町長の見解をちょっと伺います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

海面養殖を含めて、さまざまにすぐできたわけではなくて、かなり積み上げながらやってきた事業であります。今回、試験という形ではありますけれども、かなり地域経済に与える影響は大きいものだろうと思います。先ほど産業振興課長のほうからは水産加工も含めてという話もありますけれども、やはり町内においても、飲食店等でも大槌産のサーモンまたはギンザケを使った料理とか、大槌に来れば食べられるというようなことも含めて、町内の方にも食していただき、または、旅館、ホテルも含めて、それを使った御膳料理とか、さまざまなことができるんじゃないかなと思います。大いに新聞紙

上を含めてお話がされて、いろんな方々といい事業を展開できているというお話を聞かされていますけれども、しっかりとこの事業の進みぐあいを見ながら、町としてできることについてはしっかりとサポートし、このPRも含めてブランド化を行うというお話も聞いておりますから、地面にしっかりと足をつけて、じっくりと一步一步この事業を展開していきたいと強く思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひ進めていただきたいと思います。きょうは聞きませんけれども、よく経済効果というと何億円とか、何十億円、何兆円とかって話になります。まだ水揚げも何もなっていないので、きょうは聞きませんけれども、また時間が進んでいけば、どの程度の反映があったのか、町内にどの程度の金が落ちたのかということもやはり議論の一つにはなるかと思っておりますので、その点についても後で準備なさっておいていただきたいというふうに思います。

それでは次に、子ども・子育て支援事業計画のほうに入っていきます。

全協の中で質問をさせていただいたときに、庁舎内には設置するんだというような話がありました。私は、以前の一般質問でもお話ししましたがけれども、令和2年度に保健センターができるわけですね。そのタイミングでその中に、先ほどわざわざ文章を読んだのは、そこだけでなくもいいんだというような話もありましたし、ぜひその名前をきちっとうたっていくことによって、庁舎内に事務事業の中で子育て世代包括支援センターが設置になりましたということではなくて、住民にこういうものができたんだというようなことのPRもやはりするべきではないのかな。そこで、私は、子育て支援課みたいなものをきちっと明文化したほうがいいと。機能はそんなに変わらないんですよ。でも、やっぱり住民に対して、例えば保健福祉課というネーミングがいいのか、少し教育のほうにも入ろうかと思っておりますけれども、子育て支援課とって切れ目のないサポートが必要なのかなとかというようなイメージも大事なかなというふうに思いますけれども、そのことについて見解を伺います。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回は、整備といいますか、事業として展開をしていこうとしております子育て世代包括支援センターにつきましては、既に母子保健事業でありますとか、子育てに関しての事業の中で、もう既に動いているものもございます。そしてまた、今回の制度によっ

て必須業務であるとか、あるいは地域によって柔軟に対応してくださいといった実情に即したものの事業というのもございます。これらに関して、大槌町としてどのくらいのボリュームあるいはどのくらいの種類を展開をしていくかというのは現在検討をしておりますので、これらがある程度確定したあたりには住民の皆さん等にもお知らせをしていきたいと思っておりますし、設置した暁にはそれがはたから見てわかるような形での看板等の設置といった明示の仕方をしていきたいなど、このように考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 課長も十分承知していると思っております。私もその資料の中で、これ、この図であらわれているとおり、子育て世代包括支援センターという大枠があって、その機能の中に保健センターみたいなものがあるって、基本的なその支援センターの役割もあったり、おさめどころは各自自治体の状況にはよるんでしょうけれども、最終的には、国がこういうことをやりましょう、やってくださいねと言っているわけなんで、その中でトータルでコーディネートをしていくというのが普通のやり方だと思っておりますので、あとは、もうタイミング的なものだと思いますけれども。

この支援センター自体は、答弁書にもあるとおり、保健師さん、妊娠、出産、子育ての関係であったり、管理栄養士がいるということは食育の関係なんだろうね。社会福祉士等とあるということは、いろんな課題を抱えた家庭があるので、ソーシャルワークの範疇だと思うんですけども、そうすると、やっぱりおぎゃあと生まれ、おぎゃあと生まれというか、命を授かって、生まれて、育って、学校に入って、いろんな家庭もあるので、そこをトータルで見ていくということのあらわれで職員配置をするわけですよ。例えば、それを隣の山田町では、助産師を正規雇用をして、妊娠、出産するということに本腰を入れていくという、あれも一つの町民に対するアピール、山田ではこういうことをやるんだよということのアピールにつながっていると思うんですけども。そういう2年度内には庁舎内に設置すると言っていますけれども、その中でも次につながるステップというか、人の配置であったり。人の配置をしようと思っても、今これだけ人材不足ですから、すぐ採用になるかどうかは別にしても。そういう住民向けにアプローチするような方法論というのは、今お考えはお持ちでしょうか。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず、有資格者の確保の部分に関しましては、山田町さんにあつては、今芳賀議員の

おっしゃるとおりに、職員として採用をしていると。また、一方で釜石のほうでは、有資格者のいるNPO法人のほうに委託をしての運営であります。大槌町におきましては、方法として、やはり保健師さんあるいは社会福祉士さんが軸になった母子保健型を軸としたセンターを立ち上げていこうかなというふうには考えてございます。

また、子育て支援の部分、既にもう保育系の法人さんも行っているところもあるので、そういったところは逆に委託あるいは連携という形で進めていくような形で、今見込んでいるところでございます。今後、センターの具体的な内容が決まっていくうちに、必要とされる資格であるとか、あとはスキルといったものに関しては、そういった学ぶ場がある場合には、随時、町内で今取り組んでいただいている関係団体等にもお声がけをさせていただいて、町内あるいは圏域での取り組みのほうに展開していきたいなど、このように考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、今の答弁内容だと、町内の子育て支援団体の例えば数であるとか、どういう団体があって、どういう機能があって、どういうふうに住民サービスをしているのかということは、担当課のほうでは把握しているということでしょうか。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

震災の関連もあります。また、子育ての関係で、やはり悩みがあってもどこに相談したらいいかわからないお母さん等を、まず団体あるいは地域で、そういった話を聞いたりはあるいはアドバイスをいただけるような取り組みをしているという団体は控えてございますが、ただ、どこまでが見守りあるいは子育ての支援の団体かというくくりは定義がございませんので、全部が果たして把握し切れているかというところではありますが、ただ、やはり各団体で自分たちはこういうことをやっているんだよという情報はいただいて、お互いに支援できる体制を構築できるような形での情報交換、あるいは町からも情報発信等の取り組みはさせていただいております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） モデル図にもあるとおりに、役場が全部を抱えるというのは大変なわけですね。釜石も委託に出しているものがあるということは、委託先を考えないといけないし、メニューも考えないといけない。震災でいろんなNPOができたり、いろんな

支援を今でもやっています。でも、令和2年度でほぼほぼもうそういう事業もなくなっていくのかなという感じがしていますけれども、継続していったときに、これからを考えるときに、やはりその方々との今コーディネートなさっている内容まで私熟知しているわけではありませんけれども、いろんな話をしていくときにやはり必要不可欠にはなるんだと。津波の事業がなくなって撤退する、やめてしまうという方々もあると思います。でも、やはり町内の子供に一生懸命やりたいんだという団体もあるというふうに思いますので、その点、そこら辺については、やはり常にコミュニケーションをとりながら情報を入れながらやるのが、次の役場が担う責任を委託する、コーディネートをしてもらうというほうにつながっていくんだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） まさにおっしゃるとおりでございますが、現在子育てに関しては、主に幼稚園、認定こども園、保育園等での守りというか、支援という形をやっておりますが、やはり妊娠して出産までの間、お母さんの不安の解消でありますとか、子育てに関する悩みの部分。当然子育てに関する相談窓口としては、保健福祉課の窓口等でも行ったり、あとは訪問等でもお話を聞いてはございますが、やはり十分なサービスの提供になっているかといえば決してそうではなくて、ちょっとしたささいなことでも悩んだり、ちょっと一息お茶を飲みたいというふうな細かいところのケアといえますか、支援というのは、やはり行政だけではなく、地域だったり、そういった団体さんの協力が今後必要になってくるのではなからうかと思えます。今回の包括支援のセンターにおいても、そういったところをきめ細やかな対応をすべきだというふうに示されてございますので、やはり地域あるいは町内にある団体、法人等の協力を得ながら、密な状態でそういった形の支援を今後も継続していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もう来月から令和2年度に入るので、ぜひ令和2年度中に1回でも2回でも、今子育てのコーディネートをしたりサポートしている人たちを一堂に会す必要もないと思いますけれども、ヒアリングをしていただいて、津波の関係で、もう事業、補助金の当てもなくなるので、やめざるを得ないんですとか。いや、これは津波とは関係なく、我々はきちっとした意志を持って別な事業できちっとやっていますとかというのをきちっとぜひまとめ上げて、その後につながる施策も2年度に考えて、3年度



には別な運用の仕方をしていくというふうなのをぜひ考えていただきたいと思います。

それと、今度は1人の子供にかかわる関係性について、この福祉部局と教育部局という表現でなっていますけれども、例えば、就学前は就学前、こども園があったり幼稚園があったりしています。学校に上がれば、もう教育の分野になってしまったり、それが今たまたま部署が本庁舎内に保健福祉の分野があって、教育委員会があってということで、どうしても私、住民目線で見ると、縦割り行政的な弊害がやはりどこかにはあるのかなど。芳賀 潤という子供が学校に入学したら、教育委員会の管轄だから、諸問題等については教育だよと。何かネガティブなような課題があったときには、保健福祉部局が入るんだよと。ただ、事務事業をするときに、同じ空間の中で議論するならいいんだけど、余りにも離れていたりすると問題の共有が図られているのかなという一抹の不安があるんですが、その点についてはどのように捉えていますか。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

子育ての部分に関しまして、やはり教育、保育あるいは養育、療育、さまざま育てるものには項目があるところがございます。当町の保健福祉課のほうは、教育を除いた全て、全般の部分。療育に関しては当然医療系もかかわってくると思いますが、教育に関しても同じように、学ぶほうに関しては、6歳以上からの義務教育の部分については教育委員会のかかわりがある。ただ、今、一貫した教育大綱に基づいていく中では、やはり学校に入る前に、その学校に入るための準備として、発達の部分もあるんですが、そういう部分を学校関係と情報交換をして、子供一人一人どういった形で提供することができるかというのを共有化、あるいは一緒になっての共同の取り組みを行っています。例えば、学校に入る前の体験入学でありますとか。あとは、4歳超えたあたりに子供の発育、発達状況をお互いに確認をして、どういった学びがその子にとって適しているかというのを検討する場でありますとか。あとは、保育現場のほうに赴いて現場での悩みを聞いて、それを今度、どういった形の子供に対する接し方が必要であるか、あるいはどういったことが求められているかというようなニーズ調査等も行っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） その問題を共有化したり情報交換をするという、その言葉尻はいいんですけども、じゃあ具体としてどのようにして共有をしていくのかということになるわけですね。例えば、庁舎内で面談をしながらいろんな問題を訴えられました。

相談しました。このようにやっていきましようと言った。教育は教育のほうで、学校、小学校3年生の親御さんが来て、こういうような相談がありますよとかといったときに、一々そうやっていくのか、それとも何か別な方法論を何か探しているのか。もし考えがありましたら。

○議長（小松則明君） 福祉課長でいいですか。学務課長。

○学務課長（小石敦子君） お答えいたします。

昨年も、小笠原課長と私のところ、あと班長同士のところ、うまく共有ができないかという打ち合わせを何回か持たせていただきました。そのときに、小笠原課長からは、カルテみたいなもの、そういったものをデータベース化して、それを常にお互いが見られる状態にあつたらいいんじゃないかという提案ですとか。

あと、芳賀 潤議員さんが前にも子供課みたいな形ということ。すごくこちらも絶対別々の枠ではないなど。0歳から18歳ということも大綱でも条例でも言っていますし、そういった点においても子供支援部会ですとか、さまざまな研修会にお互い一緒に出るという機会を意識してとってございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今、その共有といったところで、ケース記録だと思うんですね。

その共有をぜひしていただければいいのかなど。私は高齢者が専門ですけれども、やはり窓口になる相談部門で家族との面談記録。あとは、医療が持っている健康管理の記録、介護が直接携わるケアの記録というものがクラウド、施設内であればネットワークでつながっています。外部であればクラウドでつながっているので、誰がいつどういう相談に応じてどういうサポートをしたのかというのが、庁舎内においても教育委員会にいても、そこにおけるものの共有化がそこで図られるわけですね。それを一々1カ月に1回ケース会議をしましようというレベルだと、あのときにこう言ったとかという話になるので、それがシステムの中で共有化できるのであれば、今答弁にあつたとおりできるのであれば本当に素晴らしいことだと思いますが、それは実現をしていくということなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今学務課長が答弁したとおりに、やはり義務教育に入る前の5歳まで6歳までの部分に関しては、御懐妊してから母子手帳が交付される。それから、お母さんのカードと生

まれた赤ちゃんの今度はカードを福祉のほうではつくって、予防接種であるとか、あとは1歳6カ月健診の発達状況、もろもろの部分が全部それに記録をされていくと。それ以外にさらに支援が必要なものに関しては、さっき言った要支援部分の個別のケース等の記録になります。それが学校に入ったときにその母子手帳が引き継がれるかといえば、そうではなくて、そこから今度は学校の養教さんあるいは学校の担任のほうに書き写されて、また別なシートになっていくと。やはり生まれてから18歳までの一貫したデータを行政のほうは持っていかなきゃないんじゃないかということで、昨年ちょっと学務課長のほうにもお話をさせていただいて、進めているところであります。今震災もあって、自治体クラウドによって我々は同じサーバーの中で物を共有することはできるんですが、学校の現場でありますとか、そこから高校に進学した場合、その今までつくってきたものをさらにどういうタイミング、どういう形でつないでいくかというところは今後検討になると思いますが、いずれにしても義務教育の範囲までは何とか共有したものでつなげていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） やはりそこに出てくるのが縦割り行政の弊害と個人情報の何ちゃら。ただ、全国的に見れば、例えば母子手帳の内容を教育委員会も把握している。いろんな、全員でなくても、その課題を抱えているところの先駆的な事例というのはあるんじゃないかな。どうなんでしょう。私、調べたことないんで、ちょっと伺いたいんですけども。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。（「わからなければわからないで」の声あり）

○保健福祉課長（小笠原純一君） ちょっと全国的な事例というのは確認はしてございませんが、いずれ我々の業務の中においては、やはり個人情報は守秘義務というものが常に伴ってきておりますので、外に出すことはまずないということです。学校、要は子供の受け持ちが変わる。要は保育園から学校、幼稚園から学校に行ったときに、その情報の引き渡しに関しては、常にやはり保護者からの同意を得た上でその継承をするという形は、これからの部分もそうですし、今も同じような形で確認をとっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そういう共有のシステムが構築されたりしていけば、本当に支援というか、切れ目のないサポートができるのではないかなという期待感はあるんですよ。ぜひ、どの市町村でも同じことだと思うんですけども、やはり共有をなさって、

学校に入ったから教育委員会の管轄だではなくて、やっぱりきちっとした大人に育てて、世に放つてという言い方は失礼ですが、きちっとした大人をつくり上げていくというのもやはり大事な義務だと思います。

そこで、組織の話にあえて戻りますけれども、私、子育て支援課とか子供課をぜひ、ネーミングだけの話ではなくて、やっぱりそれも住民に対するアピールだと思います。それで、御承知のとおり、十数年前に国では、保育園、幼稚園があつて、どちらも制度の弊害があつたわけですよ。そこで、こども園というのをスタートさせたと。全く同じですよ。保健福祉が厚労省なわけですよ。教育は文科省なわけですよ。落としどころを探つて、内閣府にこども園を任せたと。いずれこういうふうなもののイメージを持っているので、私は保健福祉が持っている分野と教育が持っている分野を上手にコラボして、18歳までの子育ての切れ目のないサポートをしていく課をぜひ、新しい課をつくるということじゃなくて、言葉はすごい雑多な言い方で申しわけない。ガラガラポンにして新しいメニューをつくり上げていくという組織づくりというのは必要なんじゃないかなと思いますけれども、御見解をどうぞ。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 組織の分野になりますと、また総務課とか、いろいろありますけれども、こちらで考えているというか、大事にしたいというのは、やっぱり福祉課は福祉課、学務課は学務課という、それぞれで動くということではないだろうなど。子供の育ちというのは切れ目がないわけで、一貫して0歳から18歳までの子供の育ちをとこちらもうたっているわけで、そういった点につきましても、両方、情報共有というのを密にしながら進めていきたいと思っています。

また、今年度行ってきたものとして、両方、福祉課と学務課で行って来たものでは、例えば学期に1回、保健師と教育相談員がともに学校を訪問する。それから、コミュニティ・スクール協議会においては、子供支援部会というのを3回設けて、幼稚園、保育園、こども園の先生方、学校の先生方、それから放課後の団体さんで、みんなで、こういう子供支援マップというのをつくみましょうとか、一緒にそういう連携した事業が多く行われております。ちなみに、この子供支援マップについては、広報おおつちで全戸配布していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いずれにせよ震災から9年たちました。どうしても目の前のハー

ド事業であるとか、震災から9年、復興のハード面はどうしても大人目線であるだとか、住宅だとか。子供のソフトに、じゃあ復興イコール子供がどの程度結びついてきたかって甚だ疑問なところがあります。きょうのヤフーで見たときには、復興という名の災害だって活字になっていました。これもある意味捉え方によっては、復興は見た目は進んでいるようだけれども、取り残したものもあるんじゃないかというあらわれだと思います。当町におけるように人口減少地域においては、これから本当に将来を担う子供の育成の仕方によって町が左右されるかもわからない。なので、今回は、産業である金を生む経済と子供を取り上げてみましたけれども、組織の再編もまた来年度行われたり、人も役場職員の数も削減されていく中で大変だとは思いますがけれども、いずれにせよ前向きに、スクラップ・アンド・ビルドと同じようにガラガラポンにしたり、いろんなことをして、次の町の進むべきスタイルというか、姿勢をつくっていくのが本来だと思いますけれども、最後に、町長に今の議論、やりとりしながらの。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。

窓口一本化なんていう言葉で教育部門と保健部門をお話ししたこともありますけれども、やはり空間的なものもあってなかなか進まなかったところありますけれども、大槌町においても0歳から18歳までの学びを守るというようなことで上げておりますから、先ほどお話にあったとおり、一体的な取り組みとして、また情報の共有とか、あとは子の育ちをしっかりと見守るという観点からして、やはり組織についてはしっかりと、これから職員の人数も減りますし、またこれから時代が変わっていくわけですがけれども、柔軟な形で、その組織のあり方についてもしっかりと検討をまいります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 確かに役場の職員の数は減るんですよ。減るからこそ組織改革なんです。今までのものを同じことをやろうと思って行って、人が減ったらパンクするんですよ。だから、新しいものをつくるというのは、物すごいエネルギー使うし大変なんですけれども、でも、これを機にしてやり上げていくことによって、2つのものやっていたものが、2つのものを1.5でやれるものもあるんじゃないかなと。そういう意味で質問させていただきましたが、もう一つ、何か答弁があれば伺いたいと思いますけれども。

○議長（小松則明君） 教育長。（「町長でいいですよ」の声あり）町長ですか。町長。

○町長（平野公三君） そのとおりだと思います。130人で進んでいるわけですが、これは人口が減ったり、さまざまなことで減る中では、町だけではなくて、やはり子育て、あとは教育も含めて、NPOを含めてそういう団体の方々も一緒になって、子育て、教育環境をしっかりとつくっていくということが必要だと思いますので、行政だけではなく、民間も含めてさまざまな形で大槌の子育て環境をしっかりとつくっていききたいと思えます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今回、産業と子育てについて議論をさせていただきました。いずれにせよ震災から10年ということで最終年度でございますので、役場の職員の皆様のみすますの奮闘を御期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 以上で、芳賀 潤君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時00分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 日本共産党永伸会の阿部俊作でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

ことし1月下旬から国内で広く知られるようになりました新型コロナウイルスは、世界各地に広がりを見せて、人々の生命、生活、経済活動に大きな影響を及ぼしています。亡くなられた方々には御冥福をお祈りし、早くこの事態が終息することを願ってやみません。

今から40数年前の科学雑誌のインフルエンザ特集に、渡り鳥がシベリア大陸からウイルスを運んでくる。大陸の永久凍土の中にはえたいの知れない数多くのウイルスが潜んでいて、この凍土が解け出したらどんなことが起こるか想像できないという記事が書かれていたことを思い出し、地球温暖化とは人間の生存というあらゆることに影響を及ぼすのではないかと考えさせられました。

地球上で暮らす私たちは、そして行政はどう取り組むべきかをすっきりさせたのは、さきの一般質問で少し取り上げましたが、国連で採択された持続可能な開発目標、SD

G s の17の目標ではないかと思えます。17の目標と169のターゲット、そして国連の家族農業10年を原点に、当局の考えを伺います。

まず、3つのことをお尋ねします。1つ目は、農林水産業の取り組みについて。そして、大槌高等学校の魅力化について。それから、3つ目には、震災遺構についてをお尋ねいたします。

初めに、農林水産業の取り組み、漁業についてお尋ねいたします。

魚市場の水揚げ状況について震災津波前の3カ年平均と令和元年を比べてみると、数量30%、金額19%と、岩手県平均の数量58%、金額64%に比べ最下位と低迷しています。その原因と対策についてお尋ねいたします。

それから、海洋汚染プラスチックごみについてお尋ねいたします。

さまざまなプラスチックごみは、近年海鳥や海洋生物への影響が問題にされていますが、沿岸漁船のエンジンやスクリューの破損なども起こっております。ごみは分別すれば資源となり、相当量を減らすことができます。ごみの分別と未来の自然環境保全を町民に啓蒙し、あわせて河川の流木対策や清掃を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、農林業についてお尋ねします。

人間の命を支える食料は、誰かがどこかで生産しなければ人類は消滅します。それほどに大事なことなのに、日本は自給率がカロリーベースで37%、ほかは輸入に頼っています。自国で生産できる品目も、生産量を減らして輸入です。そして、そこにはさまざまな人々がかかわり、全てを否定することはできません。しかし、生産と消費を全てお金に換算する危険性を考えていかななくてはならないときになっているのではないのでしょうか。農産物を安く大量に生産し、大きな収益を上げるには、企業的経営が有利です。決まった給料、福利厚生など、メリットはあります。しかし、利益優先の企業経営は、状況によってはすぐ撤退し、後には環境破壊の懸念があります。家族経営には、地域文化の継承や自然環境の保全など、有益な面もあります。

国連の家族農業の10年、2019年から2028年までについて、どのようにお考えかお尋ねいたします。

また、林業において、ナラ枯れや松くい虫、鹿の食害、林業の技術者、後継者不足など、このままでは里山集落は消滅を待つばかりです。若手育成や技術者養成の支援をお願いしたいのですが、お考えをお伺いいたします。

次に、大槌高校の魅力化についてお尋ねいたします。

町外からの生徒募集について当局の考えが示されましたが、風雪、雨よけのバス停、通学路の防犯灯などを含め、多方面から学習環境の整備について考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

学校の魅力とは、町の魅力にもつながり、町の魅力も高校の魅力につながると思います。どのような魅力を考えているかお尋ねいたします。

次に、3つ目に、震災津波遺構についてお尋ねいたします。

地震津波は地球活動の一環であり、そのメカニズムを学習し、よく理解することが防災の基本と考えます。人間の被害の大きさを伝えることだけに集中しては、次の自然災害対応としては不十分と考えます。被害の大きさや恐怖は、経験した人には重要な防災の要素ですが、未経験の人には、被害の大きさは事実として伝えることはできますが、今でもよみがえるあのときの恐怖までは感じてもらえないのです。

でも、実物を現地で目にすることができる震災津波遺構は、地球活動を学習する教材として大きな力を発揮します。そして、見た方は必ず何かを感じます。赤浜の観光船はまゆりが載った建物は、まだ残っています。船を再現しなくても、津波を学ぶ重要な教材です。大槌町は、この遺構をはっきり遺構として指定することにより、地球活動、地球の自然環境の大事さを学ぶ拠点となり、交流人口の増加にもつながると思いますが、遺構の指定に関する当局の考えをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、農林水産業の取り組みについてお答えをいたします。

まず、漁業につきましては、議員御指摘のとおり、水産物の天然漁獲量が低調に推移し、市場の取り扱い量が低迷していることから、当町においても重大な課題と認識をしております。大槌魚市場取り扱い量の約7割はシロサケであり、定置依存型漁業であることは明らかであります。シロサケの来遊量は、特に東日本で低調が続いていることから、国の研究機関や関係団体では回帰率を向上させるための検討に取り組んでおり、当町につきましても水産業アクションプランを軸に関係団体との協議を行ってきたところであります。この検討過程では、大槌町廻来船誘致協議会において、大槌町魚市場利用助成制度を活用し、水揚げ奨励や他漁協所属船、いわゆる回来船の誘致活動を漁協などと連携して行い、市場の水揚げ増大につながるよう継続的に取り組んでいるところであ



ります。シロサケが本県沿岸に来遊するためには、人工ふ化放流が必要不可欠であることから、当町では明治42年から人工ふ化放流事業を継続して行っております。来年度は、回帰率向上を目指すべく第1ふ化場を復旧整備し、健全な稚魚生産が実現できるよう事業を実施してまいります。また、昨年からサケ・マス類の魚類養殖試験が開始され、今までにはない新産業が創出されるほか、市場への水揚げも予定されていることから、水産加工業などの原材料不足解消が期待されるところであります。

次に、海洋汚染プラスチックごみについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、海洋プラスチックごみ等による地球規模での海洋環境汚染により、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が世界的に懸念され、海岸漂着物対策は、海洋のみならず陸域においても対応が求められ、多様な主体の連携協力が不可欠であると認識をしているところであります。国連で採択された持続可能な開発目標、SDGsを受け、国では昨年5月に海岸漂着物処理推進法基本方針を変更、県では昨年12月に岩手県海岸漂流物対策推進地域計画が策定されたところであります。計画では、本県沿岸全域が重点区域として指定されており、当町においても、計画を踏まえ関係者と役割分担や相互教育をしながら、海岸、河川の清掃活動の促進、普及啓発の推進に取り組んでまいります。

次に、農林業についてお答えをします。

町内における農業従事者の経営形態や規模に目を向けますと、ほぼ全ての農業経営体が小規模・家族経営であり、その中には自給的農家が一定数存在することや、販売農家においてもその多くが兼業農家であることは周知のとおりであります。町では、これまで町内の農業生産の拡大に向けて、こうした小規模農家も対象とした農産物生産振興事業補助金による生産支援を行ってきたところであり、要件緩和により兼業、個人も申請対象に含めるなど、多様な経営モデルの確立を目指して支援対象を拡大させてきたところであります。こうした町独自の支援施策は、大規模・企業的農業を主な対象としている国の事業を補完する支援という意味で、世界の食料生産の8割を占める小規模家族農業を重視する国際連合の決議とその趣旨が一致するものと捉えることができ、家族農業の支援に一定の役割を果たしてきたものと考えているところであります。国際連合、家族農業の10年の声明は、持続可能な社会の実現に向け、貧困の撲滅、飢餓の解消、イノベーションの導入促進、気候変動への対応等、家族農業が広範な社会問題の解決の鍵であることを示すものと理解しておりますが、町としましても地域農業マスタープランの

実質化やその実践を支援し、農地の持つ多面的機能を将来にわたり発揮できるよう、引き続き1次産業の育成に注力してまいります。

また、林業も含めた技術者・後継者養成の支援につきましては、釜石地方森林組合の林業スクールや岩手県林業技術センターのいわて林業アカデミー等、関係する機関が実施する研修機会があります。加えて、林野庁では、緑の青年等就農計画就業準備給付金事業を設け、研修助成を行っていることから、これらの活用を推進するため、関係機関と連携して制度の周知を行ってまいります。

次に、大槌高校の魅力化についてお答えをいたします。

生徒の皆さんが安心安全に学ぶことができる学習環境の整備は、町としても大変重要であると考えていることから、大槌高校や保護者の意見を伺うとともに、岩手県教育委員会とも連携しながら、必要な整備に取り組んでまいります。

また、議員御指摘のとおり、大槌町の海や山などの自然、街並み、祭りや郷土芸能、人の温かさなど、子供たちに残したいと思う町の姿そのものが大槌高校の魅力につながるものと考えます。その大槌町で現在みずからの興味関心によって主体的に学びを探求している大槌高校生の姿は、新たな高校の魅力につながっているものと感じております。

次に、震災津波遺構についてお答えをいたします。

震災遺構の取り扱いについては、平成29年2月開催の議会全員協議会で報告しているとおり、将来の財政負担やそれぞれの管理者の意向を考慮し、積極的に保存することはせず、利活用が可能な間、伝承事業等で活用することとするとしております。赤浜地区の観光船はまゆりが乗り上げた建物については、個人が所有する建物であることから、その取り扱いについては所有者の意向を伺いながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、通告書に従って、漁業、農林業についてお尋ねいたします。

まず、漁業。大槌町の回来船、この実績はいかほどでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 申しわけございません。少々お時間をいただければ。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 正確な数字はよろしいですけれども、市場の利用状況、売り上げ

状況を見ても、回来船、頑張ってはきて、なかなか来ていないのではないかなという感じを受けます。それで、大槌町魚市場利用助成制度ということがありますけれども、このことをちょっと詳しく説明いただけますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 申しわけございませんでした。

まず、回来船のほうからお答えいたしますが、平成30年度の実績で回来船としては754隻でございます。ですが、平成22年度では2,400隻来港しておりましたので、約3分の1程度になっていると。

水揚げ振興対策に関しましては、町内の市場に水揚げをしたものに関しましては、その量等に関しまして、あと品目に関しまして助成を行っているということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 揚げたほうには助成する。まず、来てもらわなければならないわけなんですけれども、実は、今シロサケとか、そういうのは確かに漁獲は減っておりますけれども、海水温が上がったことによって逆にふえている魚種もあるわけなんです。ブリとかサワラ、そういったもの。それから、マイワシ等も結構漁獲があって、そして沿岸地域のほかの市場等では、震災前の平均とか、それを比べた場合、半分以上のところが多くなってきています。ですから、そういう面で、そういう漁獲、沿岸漁業、漁船漁業等にもしっかり目を向けないと、市場としての機能というのがなかなか進まないのではないかな、そういうふうに思っております。

まず漁業には、海面養殖業、それから沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業、かつては大槌町は遠洋漁業の拠点みたいで、サケ・マス、そういうのをいっぱいとってきて、船もありましたんですけれども、今は、サンマ、イカも沖合漁業もなくなってきて、船が上がりました。あの時代の漁船漁業、沿岸漁業等がまだ数隻、本当数隻ですね。

でも、その沿岸漁業の人たちも、ちょっと話に聞くと問題を抱えているようなんです。そのことに関しては、新しい漁協、旧漁協から新しい漁協が変わるときになぜ国では補助しなかったのか。ちょっとした、経営内容には私は触れたくないんですけれども、そういうところに問題があるのではないかな。だから、漁協としてワンチームになっていない、私はそう感じたんです。その辺をやっぱり役場としてはちゃんとその実態を調査、漁協から話を聞くだけでなく、いろんな漁民の間の話も聞きながら、ワンチームとしてちゃんと漁業一体となって振興をさせるような、そういう調査、調整、仲介、指導なん

ていうのは行政でできるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 阿部議員のおっしゃるとおりです。まず最初は、市場の水揚げに関しましては、低迷しております、回来船も減少しております。そういった中で、漁協も漁協の経営自体にも四苦八苦するような、四苦八苦するというか、経営状況にも影響をするような状況でございます。阿部議員がおっしゃるとおり、町としても、もちろん農協にしても漁協にしても、町内の第1次生産者を支える団体でございますので、これからも密に連絡を取り合って、支援する内容であるとか、一緒にできることがあるんだと、そういったものをこれからも今後も、今もやっておりますが、今後も密に連携をとって図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく申し上げます。実は、漁船漁業の人たちでも使いたいという話は出ています。ですが、漁業経営という部分で、多少何かいろいろあるみたいで、私は詳しく経営のことは言えませんけれども、その辺はやっぱりちゃんと調整してワンチーム。町長が町ワンチームですが、漁協も一体となって頑張ってもらいたいと思います。それで、漁協に関しては、かなりの町からの公的資金が注入されております。そういう中で、やっぱり経営そのものがみずからで経営する、そういう計画と責任行動というか、そういうものを含めて、公的資金に頼らない漁業としてもうちよつと昔みたいに頑張ってもらいたい、そういう願いでおりますので、その辺、実態を聞きながら、いろんな話を聞きながら進めていってほしいなと思います。

それで、あと漁船漁業の方たちから要望が出ていましたけれども、網を修理、保管する建物がなかなかつくってもらえない。そういう場所も提供もないということで、ある方は自腹で建てたりしている部分もあるんですけども、こういう支援を欲しいという声もあります。この辺は支援できるものかどうかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

個々の漁業者の皆様からつぶさに情報、情報というか、聞き取りしたわけではございませんので、私どもに関しましては、そのような御要望を承っていないのは事実でございます。ですが、漁協とも密に、先ほどと同じ答弁になりますが、情報共有しながら、私ども、あと使える制度、補助金制度とか、国の制度とかも含めましてアドバイス等、

連携しながら図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく願いいたします。

それから次に、海洋汚染プラスチックごみということなんですけれども、プラスチック等は資源になると思うんですが、当町ではそのプラスチックは資源として回収していますよね。その辺、ちょっと確認。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 当町では、資源のほう、プラごみ等は資源として回収しております。圧縮して、それぞれ業者に販売をしているような状況になっております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 何年か前に、吉里吉里海岸、フィッシャリーナ、あそこをつくったときに防波堤をつくりました。防波堤をつくってしまうと、海流が水の流れがとまってしまうので、吉里吉里海岸が海水浴場として使えないおそれがあるので、船越湾は左回転なんですね、夏は。だから、水が入るように、防波堤の端から入るようになってあるはずなんです。最初つくったときは、すごいごみがあってとても及ばないので、そこで、もう石で塞いで、来たごみはどうするというと、また沖さ流してやる。そういう話でしたんですけれども、今後、そういう回収、大槌町にそういうふうに来たのをただ流すんじゃなく、国とか県とか、今度は環境のいろんな条例とか法をつくったわけですので、そういうのを利用しながら、ごみの回収ということも考えてはいかがかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） お答えいたします。

先ほど、町長の答弁の中で申しておりましたけれども、岩手県海岸漂着物対策推進計画というものが、出ております。この中で、市町村がやるものというところで挙げられておりますけれども、市町村では、海岸漂着物等の適切な処理に関する海岸管理者への協力と、海岸、河川の清掃活動の促進、発生抑制、環境学習、普及啓発の実施が役割となっております。県民として、町民もそうなんですけれども、持続可能な社会の実現に向けた3Rの実践と、海岸、河川の清掃活動への参加が記されております。こういう形から、町としても、各県とか住民と一緒に協力しながら、その辺は進めてまいりたいと思っておりますし、国のほうで定めております海岸海洋ごみのプラスチックごみの

ほうも補助金等も創設されたようですので、その辺も考慮をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） あそこの吉里吉里フィッシャリーナの石をどけることによって、やっぱりごみがいっぱい来ると思うんです、浮遊物が。一番浮遊するプラスチックとか、そういうことが問題になってくるし、海に一旦入ると今度は海水の問題、処理には大変なことがあると思います。ですが、これは国、県、あるいはごみが海流によって日本のごみだけじゃないものが回っているので、それを全体的に考えながら、大槌町ではこれをしますけれども、協力要請、そして、そこで新たな産業という物の見方もあってもいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺、ちょっと検討する考えはないですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） ごみの問題は重要なことですが、新たな産業までどうかと思いますが、そういった処理に関しては資源化するようにしっかり対応をしてまいりたいと思ってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 捨てるものから事業化し収益を上げる、これは再生だと思います。それで、決して事業化できないものでもないし、それによって町の人口、それからいろんな経済的に貢献する部分もあるのではないかな。その辺も含めて検討をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 検討は進めてまいりたいとは思いますが、どの程度の話になるかはこれからだと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） とりあえずは今のところは検討ということで、言っておきます。やはり町の新たな産業を興す、そういう部分を見ながら、この町の特徴、そういうものもしっかり見ていただきたいと思います。

それから、先ほど漁業者、それから漁協、漁船漁業等の話で、調査、それからいろんなことについて御答弁いただきましたけれども、これ、やっぱりもうちょっとしっかりと内部事情を把握し、そして適切にやっぱり魚市場の活性化に向けてほしいと思いますので、できればことし秋までにその実態を調べてほしいのですが、期限を切って。どう

なんでしょう。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員の方々も御存じかと思いますが、今安渡地区に漁協の新事務所を建設しております、3月のたしか16日が引き渡しだったと思いますが、漁協も新しく今再生しようとしてございます。そういった中では、先ほど来から御答弁しているとおおり、今後につきましては、今回新しいギンザケの海面養殖等も行いますので、今以上に漁協ともきちっと話し合いをした上で、秋とは言わず、早目にそういった状況を聴取しながら、一緒に町の水産業振興施策を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いします。当然市場の活性化には、いろんなシーズンの漁獲、それを上げるような体制をとっていただきたいなと思いますので、近隣の船がすぐ来られるように、あるいは町内の漁船漁業者も水揚げするように。それから、加工、それから仲買、小売り、そういった中でもやっぱり連携をとった漁業経営という部分で、町が率先して皆の仲介、調整等を図っていただきたいと思います。

それでは次に、林業関係のことで、ナラ枯れ等が見られてきたんですけれども、結構沿岸のほうが多かったんですが、これは伐採とかは幾らかはやっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

伐採と申しますか、駆除でございまして、実績でございまして、これはあくまでも30年度の実績でございまして、約33本、防虫してございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ナラとか、そういうものは、かつては里山の重要な資源でしたけれども、最近はそのような活用も少なくなってきた、鹿、そしてイノシシの目撃情報も私も聞きました。そういうことで大変なんです。

そういう中で、農業を営んで、今までは国とすれば認定農業者を中心に、家族農業といっても認定農業者を中心に支援、援助していたんですけれども、やっぱり地域の中で地域を支える自給農業にも、やっぱりそこに住むということ、大事さもあるわけですので、その辺の考え方もちょっと広げてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 阿部議員からは、前回と申しますか、こういった御質問あるたびに、確かに自営農業につきましても御質問ございます。町としても、それが農業振興施策なのか、それとも生きがい施策なのかという部分がございますので、ただ、集落のそういった力は確かに高齢者とはいっても必要な力でございますので、今後につきましても、自営農業に関しましては一つの検討課題とさせていただければというふうに検討をしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。検討をよろしくお願いします。ただ、そういう集落の中に個人自給の農家がいても、自給から余った分は売りに出せるわけです。そういうことで地域のまとまりを、農協の下部組織として農家組合というのがあるんですけども、そういうところと密に連携をとって、集落の中の農業体制というのをしっかり構築してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 現在、農業マスタープランの実質化ということでございまして、集落に赴きまして座談会を開催しております。農家の方々の御意見等も踏まえた上で、集落であるべき農業のあり方というか、これからの方向性も検討をさせていただいています。そういった中でも、集落単位の農業のあり方とか、集落単位のコミュニティのつくり方も含めて、農業を初めとするコミュニティのあり方というのを含めて検討をさせていただいているというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。よろしく願いいたします。やっぱり食料の大事さというものをみんなで考えながら、その生産体制、そういうものをもうちょっと盛り上げていくように頑張っていってほしいと思います。

それから次に、大槌高校の魅力化ということで、まず、通学の子供たち、雨が降った中、バスを待っていたり、そういうもんで、バス停の雨よけ、部分的にはあるんですけども、そういう高校、小学校。小学校はもうほとんどスクールバスなんですけれども、そういう高校生の。それから、防犯灯。今、鹿が夜に夕方に出たりして、暗闇の中で結構鹿が出るので、そういう面で防犯灯と、防犯灯というか、照明というか。あとは、バス停の雨風をよけるような、そこで待ってられるような、そういう施設等は考えてい



ただけないでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） まず、バス停の件ですけれども、バス停につきましては、そのバス停の利用状況等を踏まえた上で整備の必要性は図っていきたいと考えております。町内にも何カ所かありますけれども、そのほかにも生徒さんのために必要な箇所があるのであれば、そういったところは確認した上で整備のほうの検討も進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく申し上げます。高校生が一番学校近くのバス停にずっとみんな集まっていますので、そういうところにはやっぱり雨風よけがあつていいなど、そういうふうに感じた部分もあります。

それから、今、最近本当に鹿が出て、きのうも5頭ばっかし目の前に飛び出されて、危うくというところでした。そういうことで、女生徒が鹿に行き会って、怖い目にあつたという話を聞いたんです。たしか赤浜に行く途中かなんか、途中は暗いということ、場所的にはそういうことも言われておりますので、そういう通学路等々を点検していただいて、野生動物は明かりには以外と寄ってこないもので、そういう面も考えながら、またいろんな防犯のためにも明かりをつけてほしいということもさらに検討するようお願いいたします。

それから、高校、町外から生徒を募集するとなれば、やっぱり住むところが一番大事なんです。それで、ほかの町村では、寮、それから家族ごと一緒に来てもらおうということで、まず住居の提供とか、そういうことをやっているわけなんですけれども、当町では、ことしは民間の宿泊から始まるということなんです、その寮と、それからほかから家族ごとにも来てもらう、そういう方向性についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 家族みんなで大槌に来てもらえれば、一番ありがたいというふうに思っています。先日、3月10日に、この下宿の説明会を行いましたけれども、数件、事業者の方がお見えになりました。今、希望するかどうかをアンケートをとっているところでございます。寮につきましても、これは数年寮を使って終わりというものではございませんので、これから先々のことを見据えながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしくお願ひいたします。大槌高校の魅力化ということで、高校生は大変すばらしい活動をやって、その報告も私も知っております。さらに、これをいろんな人たちに広げています。それを町でもしっかりバックアップする、そういう意味で、とりあえずは通学の環境とか、いろんな安全対策とかを頑張ってもらいたい、やってほしいということで取り上げました。

次に、震災津波遺構ということでお尋ねしました。前にも答弁でそういうふうと同じ答弁を何回も、私もこんな同じことを何回も聞くわけなんですけれども。この津波遺構、これは、私は役場庁舎については反対しました。それよりもやっぱり自然と向き合う、津波の現象がすぐわかるんですよ、赤浜の場合は。もう船があった。何が起きたかというのが一目でわかる。そして、そこは人が亡くなっていないので、観光でも家でも、学習しながら、町に来て楽しみながら学習する、そういう施設にもなり得る。そして、そこに赤浜にあることによって、人の流れが安渡から浜に流れ、海のほうを見ることができる。この漁業を基幹産業とする大槌町について、やっぱり海に興味を持ってもらうということも大事だと思いますし、あとは、災害に対してもしっかり勉強をする。そういうことで、私はこの赤浜の民宿のはまゆりが上がったところを遺構としてしっかり。このお金の話なんですけれども、国ではたしか遺構にすれば交付金がありますよね。どうですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 復興交付金事業の中に、町で1カ所だけの遺構というのはありましたけれども、もう復興交付金事業は終わりましたので、この事業はもう現在はございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そうですか。それ、いろんな方法で残すことも可能だと思いますし、また個人所有ということなんですけれども、その個人所有の方とはお話はあったんですか、なかったんですか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 所有者の方とは、主に平成30年度ごろになりますけれども、三、四回はお話しさせていただいておりますし、今年度に入っても具体的に補償のあり方であったりだとか、その辺のお話はさせていただいております。

- 議長（小松則明君） 阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） 私は、やっぱり今までの津波の向き方というのは、やっぱり全部恐怖とか、こういう被害があったというのが多かったんです。それは、当然そうだし、歴史を見れば、伝える人はもう恐怖、それを伝えてきました。ですが、私たち、今までと違う伝え方をしなければ同じことが起きるんじゃないかなと私は考えて、何をどのよに伝えるか考えたときに、赤浜のこの津波遺構、これは本当にいい教材になるなど、私はそう感じて、ずっとそこを遺構にするよという考えでお話ししてきました。まだ残っていますし、今民間というか、NPO法人でしょうか、そういう管理下にあるよなんですけれども、これを町としてもしっかり遺構とする認識を持たれてはいかがと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（小松則明君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（藤原 淳君） 観光船はまゆりが載った建物については、民間所有の建物ということもあって、なかなか話も進んでいないところもありましたけれども、遺構にするかどうかについては、やはり震災伝承を進める上でどういった活用をしていくかということで、判断が必要なんではないのかなというふうに考えております。私どものほうとすれば、あそこのところについては、実際にはまゆりの復元をするにはやはり規模が余りにも大き過ぎるということもあって、別な考え方、視点で伝承をする方法があるのではないかとというふうなことで検討を進めているところでございます。
- 議長（小松則明君） 阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） 確かに船があれば迫力もあるし、おおとすぐわかるもんでしたけれども、それがもう早々となくなったもんで。ですが、建物はあるんですね。それに写真も残っている。そういう面で、そこに大きな看板、その写真を大きくする。だけれども、実物のその建物はあるから、やっぱり臨場感はあると。そういうもんだと思います。それで、町として、これはやっぱり津波の遺構だよという姿勢が大事ではないかと思うんですが、そのことをお尋ねしているわけです。いかがでしょう。
- 議長（小松則明君） 当局、意味わかります。副町長。
- 副町長（澤舘和彦君） 恐らく何回かこう同じような議論をしているというところだと思います。先ほど企画財政課長が答えたんですが、そもそも何のためにやるかという話になるんですが、震災伝承でやるんだということなら、保存にこだわらなくてもそれはできるのではないかとということで、町としては、29年のときに決めたのが積極的に保存

することはしないと。利用が可能な間、伝承で活用をするというふうな方向を決めているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、そこを変えてほしいということで何回も言うわけなんですけれども、きのう、臼澤良一議員に学務課長がお答えになりました。学習は目で見て体験、座学ではない、感じる。このように、私もそうだと思いますよ。やっぱり目の中に入る。確かに、本とか、いろんなものはあります。だけれども、ふだん毎日通ったり、何かのことで動くときに目に見える。常にそこにあるわけなんです。そういうことが大事。そして、さらにそれを学習するというので、実際の遺構は大事だよということなんです。確かに本とかそういうのでは勉強できますけれども、忘れないようにするためには、毎日そこを物が見える状況にあることがやっぱり好ましい遺構ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょう。学務課長、もう一度、きのうの答弁と同じようなことを私は考えているんですが、どうですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 赤浜の観光船の建物等については、どうこうというのはちょっと私はおいて。

実際に子供たちが勉強するに当たって、読書というのも大変重要ではありますけれども、実際、自分が課題を持って、自分で問題意識を持って、そして自分の足で歩いて、手にとってそのものを見たり観察したりというのは、勉強としてはとても大切なことだというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

そしてまた、沿岸地域の中での震災遺構として、ほかと比べた場合、大槌町は大槌町なりの震災遺構なんです。ほかにはない遺構だと私は思います。そういう面で、本当に大事に学習、将来に伝えていくべきものと私は思っております。その辺を再度考えて、そして、これはお金がかかると言いますがけれども、ここにある遺構に人を集めることによってお金が入ってくる、そういう考えも私はできると思います。その教え方、見方、そして大槌町ではこういうものがある。そういうことを伝えながら、そしてそれを学習する。自然災害という部分にしっかり広げていく、そういう学習姿勢が大事ではないか。だから、地球温暖化から大雨、洪水、地球の活動そのものが見える、そういう原点の一

つの教材として物を考える。そうして世界的に広げていく、私はそういう発想というか、考えがあるんですが、町長、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 震災津波遺構につきましては、さまざまなこと、旧役場庁舎を含めた形で議論はされてきたと認識をしております。今回、はまゆりという形で条例も制定をしながらと言いながらも、なかなかやはり財政的な部分あったり、また復元するにかかっても、やはり維持経費も含めて難しいと考えておりました。また、今回お話しあったとおり、土地も含めて建物を含めて所有者がいらっしゃって、その辺とのやりとりも、実は企画財政課長がお話ししたとおり、さまざまな紆余曲折がある中で今まで進んできているところであります。阿部議員御指摘のとおり、伝えていかなきゃならないということ、忘れてはならないということ、備えなきゃならないというコンセプトはあります。そういう中において、これをどうするかという部分、はまゆりが民宿の上に乗ったという事実については、しっかりと伝えていく必要があるだろうと。先ほどお話ししたとおり、津波のエネルギーというか、大きさというか、そういう部分はしっかりと伝えていくようになるんだろうなと思います。ただただ、それでもやはり視覚によるという部分での御意見だとは思いますが、なかなかやはり所有者もあることですし、全体として今のつくりの中で、あの辺をどうするかということも含めて、これからしっかりと考えていく必要はあるとは思いますが、私自身とすれば、あれを残して津波遺構としてまたそれを伝えていくと、あの建物を使って伝えていくということについては、余り積極的な取り組みは考えておりませんので、載ったという事実と、そういう部分については何かの形で伝えていく必要はあるだろうなと、こう思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 一番そこが大事だと思います。町長がやっぱり遺構として残したい、そういう姿勢からいろんな発想、いろんな課題に対しての向く姿勢が出てくると思いますので、ぜひその辺は積極的に残す、そういう姿勢を持っていただきたい。もう一度、何度でも私は言います。町の重要な財産になり得るものですから、私はそのように考えています。そういうものを含めながら、私もまたさらに勉強して、それに付随したいろんな産業あるいは学習、そういうことなどもさらに私も勉強を広げてまいります。ぜひやっぱり見た目、そのものを、あるものを。その感じるものは全然違います。そのことはわかると思いますけれども、そういうことで、その辺をしっかりと考えていただく

ことをお願いして、私は一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 今後の阿部俊作君の勉強に期待しております。

以上で、阿部俊作君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時03分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく、災害への備えと復旧についてということと、今後の地域コミュニティについて、大きく2点について伺います。

災害への備えと復旧についてですが、東日本大震災のような大規模震災を初め、地球温暖化が原因の一つと言われている豪雨災害等、日本国中どこで大きな自然災害が発生してもおかしくない状況にあるように思えます。当町においても、昨年10月の台風19号による大雨で、大ケロ地域での大槌川河川堤防が決壊寸前となったほか、町内各地域で土砂崩れや浸水等の被害が発生しました。今後も、このような豪雨を初めとする災害の多発化、大規模化が懸念されます。そこで、自然災害に対する備えの視点から、以下の点について伺います。

1つ目、大雨による災害に対し、町当局として対応すべき雨量の基準をどこに置き、どのような災害を想定して対応することとしているかという点です。

2つ目、その規模感は、昨今頻発している豪雨災害に照らし合わせたとき、時間雨量や総雨量、降雨時間等が妥当と判断しているか伺います。

3つ目、豪雨災害の発生が予想される場合、人命救助という視点からの住民に対する周知や呼びかけの手段や内容はどのようになっているか伺います。

4つ目、災害が発生した場合の復旧方法としては、被災前の状態に戻す単純復旧が前提か、再発防止施工が前提かという点です。

5つ目、将来必ず起こると言われる地震津波への対応として、土地のかさ上げ、高台移転、防潮堤の建設が行われておりますが、あわせて必要となる避難道の整備について

の課題をどのように捉えているか伺います。

次に、今後の地域コミュニティについてでございます。

被災前の地域で長年生活していた状態から、震災の発生により、避難所、仮設住宅と、住環境が目まぐるしく変化し、それとともに住民同士のコミュニティーがつくられては崩壊するということを繰り返してきました。そのたびごとに、行政やボランティアや自治会等の介入もあり、十分ではなかったかもしれませんが、心を安らげるための取り組みがされてきました。また、必要な取り組みについては、さまざまな助成制度の活用により、住民活動の大きな支えとなってきました。ここに来てハード面の復興が終盤を迎えると言われ、今年度いっぱい仮設住宅の居住者もいなくなる予定となっております。しかしながら、新しくできた町での今後の生活を考えたとき、住民交流のためのサポートはまだ必要であると感じます。先月行われた復興公営住宅居住者へのアンケート結果報告会の結果からも、自身の復興は進んでいないと感じている人がまだ多くいることが報告されました。そこで、今後の地域コミュニティーの活性化という視点から、以下の点について伺います。

1つ目、公営住宅の入居者のみならず、住宅自立再建者も含めて、現状の地域コミュニティーのあり方としての課題はどこにあると考えているか伺います。

2つ目、人材投入、助成事業活用を含め、これまでの取り組みの成果を踏まえた上で、現状の認識に立ち、行政として今後どのような取り組みが必要であると考えているか伺います。

以上2点について、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、大雨による災害対策基準や住民に対する周知等についてお答えをいたします。

大槌町地域防災計画、第3章、災害応急対策計画、第2節、気象予警報等の伝達計画に掲載されておりますが、基本的に気象庁から発表される気象予報、警報等を基準として対応しているところであります。災害想定としましては、浸水害、土砂災害、洪水等、雨に起因するさまざまな災害を想定し、気象警報発表の基準や今後想定される雨量等の見込みなど、さまざまな情報をもとに総合的に判断し、避難準備、高齢者等避難開始について早目に発令することとしております。

近年頻発している豪雨災害は、今までの常識を覆す記録的雨量をもたらすなど、全国

各地で大規模災害が発生していることから、水防法が改正され、想定し得る最大規模の雨量により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域は、洪水浸水想定区域として指定することとなっております。現在、当町の防災マップで想定している雨量の基準は、いわゆる計画規模の雨量となっており、近年頻発している豪雨災害と照らし合わせた場合、妥当とは言いがたいことから、当町においてもその想定し得る最大規模の降雨に応じたさまざまな対策をとる必要があると認識しているところであります。

また、豪雨災害の発生が予想される場合の情報発信につきましては、まず第一に、早目の避難を促すため、防災行政無線を初め複数の通信手段により、正確かつ迅速な情報発信を行っております。さらに、人命救助という視点からの周知等につきましては、既に災害が発生もしくは発生するおそれが極めて高い状態であることから、レベル5災害発生情報として命を守る最善の行動を促すこととしております。

次に、災害が発生した場合の復旧方法についてお答えをいたします。

国土交通省の災害復旧事業の概要の中では、原形復旧を原則としながら適切な工法を採用することとし、単純にもとどおりに戻すものではないとあります。また、もとどおりの復旧が不適當または困難な場合、形状、材質、寸法、構造など、質的な改良を実施するともあります。このポイント解説の中には、在来の道路位置に復旧することが著しく困難であった場合、トンネルでの復旧や、道路を盛り土で復旧するには著しく困難かつ高価となるため、橋梁での復旧ができるとされております。

これらのことから、災害が発生した場合の復旧方法としましては、被災前の状態に戻す単純復旧や再発防止施工を前提とするものではなく、あえて申し上げるならば従前の機能回復という表現が適切ではないかと考えているところであります。

根拠法令となる公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の第7条、災害復旧事業費の決定の条項には、国がその費用の一部を負担する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料及び実地調査の結果、主務大臣が決定するとあります。その条項に基づき、国土交通省の査定官が申請された工法、復旧延長等についての査定を行い、同行した財務省の立会官が国費としての支出について内容が適正なものか現地で確認した上で、復旧方法、事業費が決定されるものであります。

次に、避難道の整備についてお答えをいたします。

復旧事業による防潮堤の整備及び土地のかさ上げや防集団地等の造成により、震災前に比べ高台へ住居を構える世帯が多くなっていることは事実であり、この土地造成等に



附帯し道路整備が行われることから、この道路を利用した避難を行うものと考えられます。しかしながら、震災前と同じ高さの地盤のままである区域からの避難につきましては、避難路等の整備が必要であるため、必要に応じて整備について検討を行ってまいります。

次に、現状の地域のコミュニティーのあり方としての課題についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、被災により、長期にわたりたび重なる住環境の変化を余儀なくされてきた町民の方々の恒久住宅への移行が完遂しつつある中、お住まいの地域のコミュニティーの活性化は今後も継続して取り組むべき課題であります。

質問の中で言及のあった大槌町復興公営住宅入居者調査によりますと、入居者が住んでいて気になることとして、寒さ、暑さ、騒音、交通の便などとともに、近隣住民のつながりの希薄さが挙げられております。災害公営住宅のほか、防集団地や土地区画整理地内等の自立再建先の地域においても、程度の差こそあれ、同様の状況があるものと認識をしているところであります。

現在、町では、自治会、町内会等、多様な地域の団体の形成や活動支援、相互の連携促進を図りながら、お互いに助け合い安心して暮らせることができる地域コミュニティーの再生に取り組んでおります。しかしながら、団体役員など活動の担い手となる人材の不足、固定化が散見されております。このことから、お住まいの地域課題に主体的に取り組む方々の広い参画を得て、町と課題や目的を共有し、ともに汗をかく協働による地域づくりを推進し、地域コミュニティーの活性化を図っていくことが必要であると考えております。

次に、これまでの取り組み、成果を踏まえた現状の認識と今後必要な取り組みについてお答えをいたします。

町では、地域住民11名を地域コーディネーターに委嘱し、関係有識者のアドバイスをいただきながら、被災者が応急仮設住宅等から恒久住宅に移行する時期において、新たな居住地におけるコミュニティー形成を支援するコミュニティー形成支援事業を実施しているところであります。

また、被災者を取り巻く地域の課題解決に向けて住民団体が新たに取り組む自立的な活動に対するコミュニティ活動推進助成金。被災者の生活再建、心のケア、生きがいくくり、コミュニティー形成の促進など、復興の進展に伴う課題に対応した支援活動に対

する心の復興事業補助金も実施しているところであります。このような取り組みにより、災害公営住宅や住宅再建により住民が急増した地域における自治会、町内会の新規立ち上げ、住民の復帰が進む地域における自治会、町内会の活動再開等、地域コミュニティの基盤再生が進展をしているところであります。

また、コミュニティ活動団体延べ77件、心の復興事業団体延べ57件に対する支援を通じ、地域コミュニティの課題解決や活性化に対する住民の自律的な取り組みが町内各所において広がりを見せております。一方、町方地区を中心に地域コミュニティの基盤再生がいまだに途上であること。また、自治会、町内会等のコミュニティ団体は、先ほども申し上げましたとおり、担い手となる人材不足等の課題を抱えており、地域コミュニティの再生には、なお継続的な支援が必要と認識をしているところであります。町といたしましては、先ごろ改定された政府の復興基本方針に基づき、復興創生期間以降の所要の財政措置について、国との調整を図りながら、住民が主体となった地域コミュニティの再生を引き続き支援してまいります。

また、新年度に設置することとしている協働地域づくり準備室において、第9次大槌町総合計画に掲げる協働による地域まちづくりの具体化に向けた取り組み、指針の策定を進めるなど、復興の先にある地域コミュニティの維持、活性化に住民団体と町が一体となってワンチーム大槌で取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） それでは、答弁いただいた順に再質問をさせていただきます。

まず初めに、自然災害に対する備えという視点から、雨量基準をどういうふうな分け方をしていますかというところから質問をさせていただきます。

答弁書によりますと、大槌町地域防災計画の第3章等にこの辺は記載してあるとのことですが、議会を傍聴している住民にも周知させる意味からも、改めて伺いたいと思います。この辺の数値的な基準について、まず簡潔に教えていただければと思います。いろんな注意報とか、警報とか、短期的大雨警報とか、いろいろ種類があるようですけれども、その辺、雨量としてどういう基準が設定されているのか。まず、そこからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） まず、数値的なものになりますけれども、主にこちらにつきましては、盛岡気象台のほうで発表される数値となっております。まず、警報の

部分につきましては、まず数値というよりも、重大な災害が起こるおそれがあるときに発生するもの。あと、注意報につきましては、災害が起こるおそれがあるときの注意を呼びかけるものというような形で、盛岡地方気象台のほうから発表されるという形になってございます。あと、また数値的なもの、警報と注意報によって、その数値的なものは一応わかります。こちらのほうも、町が独自に数値を発表するのではなく、やはり気象台のほうで観測データ等、あとはレーダー等々も使いながら解析した数値を発表するという形になります。

まず、大雨の部分につきましては、浸水害ということで、こちらは専門用語になって大変申しわけないんですけれども、表面雨量指数基準というのがございまして、その基準値が9。

あと、土砂災害につきましては、土壌雨量指数基準というのがございまして、こちらのほうが113という形になってございます。

あと、記録的なよく短時間の大雨の部分、発表される場合がございますけれども、ただ県内いろいろ基準等々もございまして、その部分につきましては、大槌町におきましては1時間雨量が100ミリメートルという形になってございます。

あと、そのほか、暴風雨の関係等々もございまして、一応雨の部分につきましては、今の数値という形になってございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） いろんな注意報、警報の基準はあると思うんですけれども、今、最後におっしゃったように、風の警戒情報とか、いろいろありますけれども、今回はちょっと雨に特化して質問をさせていただきたいと思います。

今聞いた範囲でもなかなか一般の人ではわかりにくい情報かなとは思いますが、ちょっとこの後、引き続き質問をさせていただきますが、まずこのところで、注意報、警報。注意報で雨で25ミリメートルとか、警報で40ミリメートルとか、短時間の大雨であれば100ミリメートル以上とかという数字があるんですけれども、これって実際に起こり得る数字、20ミリメートルとか40ミリメートルくらいであればよく聞く数字だと思うんですけれども、最近多い80ミリメートル、100ミリメートルというのは考えなくていい数字なのか。あるいは、大槌あたりでも場合によっては起こり得る数字なのか。その辺のところを簡潔にお答え願います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） まず、そちらのほうの基準、数値の部分については、やはりどのくらいの時間で降るのか。あとは、その当日だけでなく、例えば二、三日前の雨の降り方、そういったものを総合的に考えた場合に、数字だけ見るというのは危険だという部分がございます。やはり我々も専門的な部分についてはなかなか、専門家の方々のほうから情報等々もいただくような形にはしておりますけれども、やはりそういったものも総合的に一応判断しながら、県のほうであったりとか、気象台のアドバイス等々もいただきながら、総合的に判断していくという状況にはなっております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 先ほどの注意報、警報というのは、どれくらいの時間によって降るのかという答弁だったと思うんですけども、これはあくまでも1時間雨量だと思うんですけども、その認識は合っていますでしょうか。

質問で、その1時間雨量という意味で、40ミリメートル程度の警報では済まない状況が最近続いていると思うんですけども、もっと多い雨量、80ミリメートルくらいでも起こり得るのかどうかというところを改めてお聞かせください。これは、あくまでも時間雨量の話。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 大槌という限定的な部分なんですけれども、なかなかそこまで把握できている数字は、はっきり言ってございません。やはり全国的なものとして見た場合に、やはり時間的な雨量がかなりすごい状況で今発生しているという状況にはなっております。気象庁さんのほうからの記録的な時間的大雨情報という部分につきましては、やはり1時間で110ミリメートルとかいっている場合がございます。この分については、一応3月8日のデータの中で、そういった110ミリメートルという雨量が確認をされているという部分もございますので、大槌においてもそれが無いとは今のところはっきり断言はできません。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今、手元に細かい大槌に関するデータはないということですが、100ミリメートル前後の大雨は降り得る。例えば今年の台風19号あたりですと、100ミリメートルまではいかないまでも、七、八十ミリメートル近い大雨が実際に起こっているということはまず認識した上で、住民がじゃあそういう雨量なり、ほかの情報を得て、どう行動をしたらいいかということを考えたときに、住民側として、雨量によってある

いは注意報、警報なんかによって、自分がどう行動をすればいいのか。あるいは、避難情報、よく以前ですと避難準備とか、避難勧告とか、避難指示とかという情報の出し方もあったと思うんですけれども、それに従って自分が行動をすればいいのか。

あと、よく最近聞くのは、先ほどの答弁書でもありましたけれども、警戒レベル、5段階による情報に最近は変わってきましたよとかいうのがあります。高齢者などの避難を優先させるレベル3から、もう危険な状態だというレベル5までであると思うんですけれども、住民側として今後起こり得る大雨を想定した場合、例えば今年の台風19号のような場合を想定した場合に、どこのどういう情報を得て自分がどう行動したらいいかということで悩むところがあると思うんですけれども、そういった指標というものは町としてあるのかどうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） まず、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令という部分になりますけれども、ここの部分については、平成30年の7月ですか、の豪雨がございまして、自治体等からさまざまな防災情報が発信されていたにもかかわらず、甚大な人的被害等が発生したというところがございまして、提供される防災情報が多様かつ難解であるという部分もあったということで、去年、そういったものを危険度の高さ、さっき議員さんおっしゃりましたように、レベルの1からレベルの5までということで、数字的に直感的に理解できるようにということで、去年、当町のほうでも6月末からこちらのほうの発信をさせていただいてございます。

避難のタイミングというものの考え方になりますけれども、やはり主に台風の部分については、今120時間前の予報の分が示されてございます。そこから持っていた形で、町としてもタイムライン的なものを作成して、5日前についてはこういった行動を、4日前についてはこういった行動をとるのを定めている部分が現在ございます。やはりそれらについても我々も専門家ではないという部分もありますので、県でも台風の特別チーム等々もつくって、その中からホットライン等々で連絡をいただきますし、気象台からも当然ホットライン等々で直接電話もいただきます。あとは、当然河川の関係もございまして、河川は管理者が県という形になってございまして、そちらの県の管理者のほうからも直接電話をいただきながら、そういったものを視野に置きながら避難準備情報を早目に出すという形にはなっております。

ただ1回、申しわけなかったんですけれども、我々が想定した以外のもので空振りと

というのが過去に1回一応あったということは、我々のほうもちょっと反省しなきゃならないなという形で考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ちょっとすっきりこうすつと入ってこないんですけども、要は住民側として、警報が出たから避難しなさいとか、注意報が出たから避難しなさいとかという情報で判断するのか。あるいは、最近出てきた5段階のレベルの、高齢者であれば3になって避難しなさい。どこをよりどころにして、どういう情報によって住民がどう判断して逃げたらいいのか、逃げなくていいのかというところを簡潔に知りたいんじゃないかなと思うんですけども、いろんな情報が世の中で錯綜していて、もうわかりやすく、もうレベル3だからお年寄り早く逃げなさいとか、レベル4になったんだらば、もう誰ひとり残らず避難するよというふうな指示の出し方にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そういう出し方ができるのかということも1点と。じゃあ、それをどういった方法で今周知しているのか、足りない部分があれば何かやる方法があるのかという2点について、改めて聞かせてください。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 済みません。先ほどの警戒レベルの部分、避難のあり方の部分です。本来であれば、避難準備情報、高齢者等避難開始ということで、町のほうで、こういった天気のとくにでも出す場合がございます。警報の発表基準の部分が6時間後という形になってございますので、現在雨が降っていなくても、そういった避難のほうの促しをするという部分がございますので、できればその避難準備、高齢者等避難開始が出た時点で、最低でも避難行動に移っていただきたいというふうに考えてございます。

あと、それらいろいろ周知の方法等々につきましては、現在、防災行政無線を活用した広域的な避難の情報。あとは、モバイル等々のモバイルメール等を使いました文書での情報発信。あとは、防災ラジオ等を使ったその防災ラジオからの周知。あとはテレビ放送等、Lアラートといいますけれども、そういった文字放送等々も使った情報の伝達手段等を今現在行っていると。あと当然、消防、あと消防団関係、あと警察車両等からの警戒の放送等々も行っているという状況にはなっております。

○議長（小松則明君） 危機管理室長、何レベルになったら逃げるということに対しての答えをお願いします。危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 済みません。レベル3のときに、遅くとも避難準備、高齢者等避難開始が出た時点で、避難のほうの開始をしていただければと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 判断する側のやっぱり住民がわかりやすいような情報の発信の仕方も、ちょっと今後考えていただければなというふうに思います。今、話にあったとおり、防災無線でそういう情報が流れたり、Jアラートで流れたり、テレビから情報が流れたり、どの情報を判断材料にして行動をすべきかというところをある程度明確にしないと、受けとめる住民側のほうで迷うんじゃないかなと思いますけれども、今言うように、もうレベル3であれば、避難準備を全ての人がしなければいけない、特に高齢者についてはもう逃げなきゃいけないんだよと。レベル4になったら、一般の健常者であっても必ず避難しなければいけない。5というのは、もう既に災害が発生している状況なんだというのを理解してもらった上で、そういう情報の発信の仕方をしないと、受け取る住民側のほうで結構混乱を来すんじゃないかなという懸念がありますので、その辺のところを念頭に置いた情報収集をもとにした情報発信の仕方というところに気をつけていただければいいなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、台風19号関係で、いろいろなところで被害が出たわけですが、今回質問で出させていただいた中の一つに、大ケロ地区の大槌川の河川堤防が決壊寸前のところまでいったということで、なぜあの場所が決壊寸前というところまで大きな被害があったのかということで、その雨量の視点から、あるいはその堤防自体の構造の視点から、なぜあそこまで崩れてしまったのかというところを簡潔にちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） まず、1点目、雨量の部分になってございます。やはり初めての大雨特別警報というものが岩手県に対して発表をされてございます。そのときの雨量換算がかなり高い数字になってございまして、そのときに時間雨量の部分のところに降ってしまったというのがまず1点目。

2点目につきましては、県の河川のほうの工事の部分になるんですけども、どうしても河川の水の流れの部分とか、そういったもののところに水の部分がちょっと当たってしまったという、土木部さんのほうからの説明の中でありましたけれども、そういったものが要因として重なってしまったというのが、例の台風19号の際の決壊寸前までい

ったという要因になっているのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 崩れた場所というのは、例えばコンクリート護岸してあったのか、土を盛ってあった状態の護岸だったのかというところはどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 大ケロ川については、土の部分。あとは、対岸の分については、コンクリートの部分があったというふうに聞いてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 復旧方法、地域住民には恐らく説明があったと思うんですけども、ちょっと私細かく認識していなくて、土盛りであった部分が削られて大きな被害を受けたというところで、この復旧の仕方については、同じようにやっぱり土盛りで戻す形になるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 工法等についても私どももちょっと、本当に細かいところまではわからないんですけども、当然、現在水の切りかえ、水を切りかえる工事等々も一応して、直接護岸のほうにちょっと強度なものでそこのところは囲うということで、県からの説明は受けてございます。

○議長（小松則明君） 環境整備課長、引き続いてわかりやすく答弁いただければと思いますけれども。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） まず、堤防の構造でございまして、一般的な河川堤防というのは土堤でございまして。コンクリートで覆われているのは、私はよくコンクリートで覆われている枠張りの堤防をよく見るんですが、あれはたまたま津波対策の、三陸高潮対策の堤防は越流が前提ですので、コンクリートで覆われていますけれども、一般的な堤防は土堤構造というのは全国共通でございまして。

ただ、今回のようなところは水衝部に当たりますので、さらにその下に高水護岸といって、普通に流れるところと洪水時に上がって流れるところがあるんですが、その部分に例えば大ケロ、大ケロの部分であれば、うちのほうでも大桁橋をかけかえたときには、連節ブロックであるとか枠張りをその高水護岸のところに施工するよう河川管理者からは条件をつけられていますので、多分そういった構造の、いわゆる高水敷きにはコンクリート枠張りかあるいは連節ブロックか、そういった構造になるのではないかというふ



うに思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ちょっとその辺心配していたんですけれども、一度決壊寸前までいった護岸を復旧するのに、まさか同じような工法では復旧しないだろうなというのは容易に想像できます。一度あれだけの大きな被害があったんで、もう二度と起こらないように対応をするような形で設計するんだと思います。

そういう目で見たとときに、台風19号の被害はあそこだけじゃないわけですし、町内あちこちで土砂崩れとか、道路が削られたりとかという被害が発生しております。例えば赤浜地区の奥のほうで土砂崩れ、排水溝が詰まって土砂が道路に堆積してしまったりとか。前回の議場でもお話ししたんですけれども、安渡トンネル脇の道路が決壊したりとか。

例えば赤浜地区の側溝の氾濫については、以前あの場所が、上流の場所というのは掘り割り状態で、側溝になっていたところを道路を通すために埋めなければいけない。ただ、水を通すために中にヒューム管を入れてという形で施工されたやに聞いていますけれども、近くの住民に聞いてみますと、やっぱり60センチメートル、80センチメートルくらいの細いヒューム管では、あれだと詰まるのは当然だよとか、そういう声も聞こえてきます。雨量設計に基づいた設計なんでしょうけれども、例えば赤浜のヒューム管については、似たような話は安渡公民館の脇でもあったんですけれども、雨量設計基準というのは、どういう状態で、どういう設計基準で今つくられているのかということもちょっと確認させてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） あの部分は、いわゆるうちのほうの町道とかはですね、大体は10分の1確立という雨量強度でやります。それから、あと普通はヒューム管の大きさは、大体維持管理とする場合は60センチメートル以上というふうに、小さい場合は30センチメートル、普通は60センチメートルで。

今回の赤浜地区の災害は、雨量もありますけれども、もう一つはやはり土石流による土砂が来たことによる被害が大きくて、これについては県のほうが、あそこに土石流の砂防ダムをつくりたいと。ただ、今、用地がなかなか確定が難しいので、仮でもいいからそういった砂防のものをつくるということで、地元のほうには説明しております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 冒頭の質問でもありましたとおり、例えば赤浜地区のやつは、雨量だけでない砂の影響もあったかと思いますが、それにも増して大雨の降りやすい環境になりつつあるというところを考えると、設計基準とは設計基準として確かにあるんだろうけれども、そのとおりつくらなければならないという法的な縛りはあるんでしょうけれども、それにプラスアルファした住民の意見も反映されるような何か仕組みができないのか。あるいは追加で、もしかしたら町単費になるかもしれませんが、信頼性の増すような、過去のそこに住んでいる人の話を聞きながら、これだけの洪水は起こり得るだろうというところも反映したような設計の仕方というのができないのかどうかということも、これから私も何度か相談させていただきたいと思いますが、そういう視点での設計にも心がけていただければなというふうに思います。

一方で、同じように安渡地区の道路が削られているというところなんですけれども、冒頭、大ケ口の護岸復旧の仕方の考え方に照らし合わせると、明らかに土が盛ってあるところの堤防であれば削られると。それを防ぐのであれば、きちっとコンクリートで固めるとかというふうな対応策、二度と起こらないような対策で処置するというのは、普通の考え方だと思います。それに照らし合わせたときに、例えば安渡の道路についても、雨が降るたびに毎回削られる場所なんですよ。そのたびごとに、そこは車が通れなくなったり。あるいは、雨のときには、城山体育館のほうに避難したんですけども、帰ろうと思ったら、もう車が通れないので家に帰れないとかというような状況が繰り返して行われる。そういうところに対しては、例えば町道ではないとかいうことであっても、復旧はやるわけですよ、町の費用で。であれば、1枚舗装をするだけで、もう二度とその場所は削られないという地形になるという意味で、同じ金を毎回毎回かけるよりは、少ない金を1回かけて、長い時間安全に通れるようにするというようなお金の使い方にも気をつけるべきだと思うんですけども、その辺の見解をお聞かせください。

原因は、恐らく上流側の水の決壊というところにあると思うんですけども、それは恐らく県が対応しなければならないところで、それがおくられているのであれば、まず今々足元の問題になっているその場所について、施工方法を見直してやるというやり方が一般常識的に考えてそう思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 何度も申し上げておりますとおり、環境整備課は、町道以外の道路については改良復旧はいたしません。それ以外の道路においても、例え

ば雨が降って、例えば法定外であってもそうなのですが、法定外の赤線とか、そういうのもあるんですが、あくまでもそれは国有地であって、その維持管理を町が任せられているという中においては、あくまでも維持管理の範囲の程度での施工と。したがって、何回掘られようとも、そこについては舗装をすることはございません。いわゆるこれは決まりですので、うちのほうでは町道以外には一切舗装いたしません。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 決められたルールに基づいて実施するというのであれば、詳しくはわかりませんが、もしかしたらそのとおりかもしれないけれども、どう考えても理不尽ですよ。これは、法ありきじゃなくて、そこに不便を来している住民がいる。その人にどう対応しなければいけないかというところをまず考えるべきだと思うんですけど、町長、その点はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 佐々木議員のお話の部分の箇所、ちょっと私が承知をしないところがありますので、うちの環境整備課長が話ししているのは通じているみたいですが、私のちょっと認識がなかったものですから、その辺では今の部分でどう住民の方々の生活に影響、できるかという部分がイメージできないものですから、ちょっとその辺については発言は遠慮をさせていただきます。（「わかりました」の声あり）もしその話、具体的な話になれば、そのことについてはまたお答えしたいと思います。（「わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ちょっと具体的な場所の説明が足りなかったということで、失礼しました。考え方としてどうなのかなと思って質問をさせていただいたわけですが、後で状況把握していただいた上で、環境整備課も含めたところで検討をしていただければと思います。

それから、ちょっと時間も押してきましたので、町指定場所への避難道路についてですけれども、答弁書にありますとおり、復興事業の避難道は整備されたんですけども、従前の避難道は整備されていない。具体的には、大槌稲荷神社の避難道についてですけれども、あそこもいざというときには避難道として使う重要な道にもかかわらず、かなり劣化が進んでいるということで、町民の避難場所への避難道としての整備の必要性があると思いますけれども、そういった場所がかなり劣化しているという状況について、

どのようにまず認識しているのかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 前の議会の中でも佐々木議員のほうから質問があった部分だと認識してございます。やはり町といたしましても、神社の部分についての道路の整備ということで、ちょっと弁護士相談のほうもさせてくださいということで前回答弁をさせていただきました。弁護士の先生からは、やはり町の公費を使った形での工事の代金の支払いはちょっと難しいのではないかという形での御回答をいただいたという状況にはなっております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 以前にもあそこの道路の路盤が傷んで、修理していると思うんですけども、それは町の費用でやっているわけですよ。その規模の大小によって、神社に行く道路だから直しちゃいけないとかという議論なのかどうかというところがひっかかる場所ですけども、ここは避難道としての位置づけ。神社がどうのこうのというよりも、住民がいざというときに避難する。3. 1 1 のときも、当時の安渡小学校に避難し切れない人が近くにああいった神社に避難しているという事実を踏まえて、避難道としての重要性というのは非常にあると思うんですけども、そういった意味で、町長、その保全の必要性というのはどう考えますか。

○議長（小松則明君） 避難道としての考え方で。危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） まず、避難道としての考え方というのは、まず避難場所の指定の部分も一応ございますけれども、その行った先に、例えばその避難場所だけではなくて公共的に皆さんが使えるようなところ、もしくは、そこを通過してほかのところにもまた道路として行くようなところという部分がございますので、今の道路の形状等、道路といいますか、神社の道路の形状等を見ますと、あくまでも神社だけに行くための一応道路という形になってございますので、その辺もちょっと厳しいのかなというのが正直なところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 神社に行く道路なんです。神社という避難場所に行く道路なんです。そういう意味でちょっと今質問をさせていただいているんですけども、ちょっと議論が堂々めぐりになっているので、一旦、これはちょっと保留させていただきたいと思います。改めて、この案件については整理させていただきたいと思います。

次に、地域コミュニティに関するところですが、これまでも一般質問で何度かコミュニティをテーマにした質問をさせていただいております。ただ、足元、大槌町の重要課題の一つは、ここまで復興が進んできた状況ですと、なりわいの創生というのが一番重要だというふうに、私、個人的には認識しているんですけれども。とはいいいながら、人として生きる上で精神的なよりどころになるコミュニティというのは、非常に重要な位置づけなんだろうと思っています。この復興、終盤を迎えるに当たって、今後のコミュニティの重要性についてどう捉えているか、当局の意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 今後の地域コミュニティの重要性というところについてお答えを申し上げます。

自治会、町内会の組織状況という視点に立ってお話を申し上げますと、震災前に19団体ありました自治会、町内会の多く、これ、被災によって多く活動休止になりましたけれども、被災者の恒久的な住宅への移行等に伴って順次再開。それから、あと災害公営住宅の入居進展とか、地域住民の構成の変化とかに応じまして、順次、新規設立や再編がなされて、現時点で22団体の自治会、町内会等の組織が形成され、コミュニティの基盤形成というところについては、町方地区を除きますと、ある程度、一定の進展が見られてきているというところであるかと思えます。ただ、町長からお答え申し上げましたとおり、団体役員等の担い手となる人材の不足とか固定化、いろいろ活動に関する課題というものが散見されているところございまして、こちらについては、復興創生期間以降についても引き続き所要の支援を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 答弁書にもありましたけれども、今の回答の中にもありましたけれども、人材育成という視点でも一つ問題があるということで、コミュニティの取り組みは継続して行わなければいけないんだけど、その体制についてちょっと不安なところがあるのかなという印象を受けています。答弁書にありましたコミュニティの活性化施策としては、協働によるまちづくりが重要だというところを挙げております。それは、そのとおりだと思います。課題として、協働によるという見方をした場合に、まず中心となるべき牽引者となるべき町行政側の人の立場に立った場合に、行政側のマンパワーの不足というのが気になるところです。数年前のコミュニティに携わる職員

の数というのは、今よりもはるかに多かったと思うんですけども、足元、非常に限られている人間になっていると。そういった中で、まずは協働という意味での一つの視点、行政側のそのマンパワーの不足に対する問題点、課題点。あるいは、今後の対応について何か施策があるのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） コミュニティー支援に関する役場の体制、特にマンパワーに対する御懸念がございました。こちらのほう、平成二十八年、九年のころに比べますと、確かに役場の人員体制としては若干の縮小を見ているというところでもあります。ただ、このコミュニティの形成については、この二十八年、九年から三十、三十一年、令和元年度、このあたり、時間が経過してくるとともに課題も性質も随分変わってきていると思っております、どちらかといいますと、行政が一方的に支援して自治会、町内会の再生を図っていくとか、そういったところから、だんだん住民の主体的な活動を促していくですとか、そういう行政と住民の方々の協働による取り組みということに施策の軸足というのが移ってきているんだろうというように考えておりました、どちらかといいますと、行政のほうで体制をしっかり整備していくというよりは、住民の方々、地域コミュニティ活動に参画していただく住民の方々のウイングを広げていくということが大事になってくるんだろうと思います。そこで、地域コーディネーターの方々、これまでそういう方々と人的なネットワークを組んできたところがありますけれども、あるいは、町の社会福祉協議会で活動していただいている生活支援相談員の方ですとか、あるいは、自治会、町内会の役員の方々、そういった方々に協働のウイングを広げていきながら、役場だけではない形で協働による支援体制づくりを進めていくということが、これからの施策で重点を置いていくということになってくるんだろうと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 復興の過程において、コミュニティのあり方、コミュニティ醸成へのてこ入れの仕方というのは、それぞれステージが変わってきているというのは、私も確かに感じます。ただ、ハード的な復興の終盤に差しかかって、今こういうような状況、例えば公営住宅ができ上がってくる。特に集合型の公営住宅でコミュニティが希薄になっているとか、こういう問題は恐らく想定していなかったと思います。私も余り想定していなかったんですけども。そういったところにも、てこ入れはこれか

らも必要になってくると思いますので、そういった施策を詰めるのに、とはいいながら職員の数も限られている。地域の活動も巻き込まなければいけないという状況で、今活躍されているのは地域コーディネーターという、まさにつなぎ役の人たちがいるわけですが、その人たちも人数的にも余りふえていない状況で、やるべきことがだんだん大きくなって、難しくなって、ふえてきているようにも見えます。地域コーディネーター自体が、地域コーディネーター自体は専門職じゃなくて、一般の仕事をしている中で、町のお手伝いの一部としてコーディネーターという位置づけでいろいろ仕事をしているわけですが、その人たちの業務負荷がちょっとふえてきて、疲弊感が一部で見られるような気がするんですけども、そういった認識は当局ではお持ちでしょうか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 支援自体の方々の疲弊感というところについての御指摘がございました。地域コーディネーターの方々、平成二十八年、九年の制度立ち上げのころに比べると、やはり地域課題の変容とともに大分活動のあり方というのが変わってきていて、いわば目に見える課題への対応というよりは、自分で地域の課題を見つけて対応をしていくという、いわば活動の模索期に入ってきている中で、どういった活動をしていけばいいのかなという悩みはよく聞いているところであります。そうした中でも、例えば赤浜地区では、自治会とは違う形で若壮年世代の地域おこしに向けた活動が見られたりとか。あるいは、沢山、柁内、大ケロでは、震災後に増加した子育て世代の交流を促すような活動というものが企画実施をされているところですし、こういった動きが円滑に進むように役場担当者としても伴走支援をしてみたいと思いますし、先ほど災害公営住宅のお話もございました。災害公営住宅、高齢者だけにちょっと焦点を当てちゃうと申しわけないと思うんですが、高齢化率、町全体に比べますと大体1割程度高い。特に、独居高齢世帯が全世帯の3分の1というようなデータも出ています。

○議長（小松則明君） 端的にお願いします。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） はい。そうした中で、特にこの課題、先進地域というふうにも見られているところでもありますので、こうしたところには、地域コーディネーターに限らず、町の社会福祉協議会の生活支援相談員の活動とか、そういったところとも連携を深めながら、重点的な支援を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ちょっと協働という視点で、先ほど行政部門から地域コーディネーターの話からあって、もう一つの軸足となる地域住民自体、地域住民自体も巻き込んで一体となって取り組んでいくというところなんですけれども、これまで復興過程においていろんな助成制度があって、地域独自で一生懸命そのコミュニティーの活性化のために尽力されているという姿は見えてきております。例えば、高齢の方まで興味を持つカラオケの設備を備えることによって、人が集まりやすくなったりとかという話もよく聞きます。あるいは、先ほど赤浜の話が出たんですけれども、ひょうたんまつりも3年続けていることができ、あれがそのまま続くと、赤浜地区は赤浜地区で一つの大きな文化になり得るのかなというふうな気がしています。

そういった目を見たときに、例えばカラオケの機器について気になるところがありまして、助成で導入はしたんですけども、なおかつ維持管理費用として、あれは著作権の関係でしょうか、年間ある一定額の費用が発生するということらしいんですけれども、それが5年間の期間が切れたんで、年間数万円、10万円近いお金を、もし持続するんであれば、その分の費用負担もしなければいけないという状況になってきているやに聞いています。そういった意味で、せっかく根づいたコミュニティー文化というのを持続するための支援施策というのは考えられないのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 先ほど、カラオケ機器のランニングコストを例に出していただいて、コミュニティー活動の助成、助成ですか、財政的な支援ということに対してのお尋ねであったかと思います。こちらの赤浜公民館分館のカラオケ設備のランニングコスト等については、ちょっとこちらのほうでも調査をいたしまして、改めてお答えを申し上げたいと思いますが、コミュニティー活動の助成につきましては、町長からも答弁がございました。コミュニティー活動に対する助成制度といったものがございまして、これは先日議会でも御指摘がございましたが、上限回数3回ということにしております。ただ、こちらのほう、国の復興基本方針も改定されてまいりまして、引き続き支援をしていくということにしておりますので、こちらについては、単純にこの3回の上限を撤廃するということにはならないかもしれませんが、継続的な支援のあり方については現在検討をしているところでございまして、その方針が固まり次第、改めて議会、住民の方々には周知を図ってまいりたいと思います。



○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） そのコミュニティー活動助成金に限って、それを継続するという視点でなくても恐らくいいと思いますので、せっかく今できている活動を継続するための施策として何かいいやり方があれば、お互いそれこそ協働で情報交換しながら継続できればいいかなというふうに考えています。

地域コーディネーターの赤浜地区の人は特に一生懸命やっただいて、地域の自治会と一緒に働いて地域を盛り上げようという意識の高いところで、あそこが一つのモデル地域になるんじゃないかなというふうにも考えています。そういう意味で、協働という視点で地域のやるべきところ、その間をつなぐコーディネーターのやるべき役割というところを視野に入れながら、今後も継続的なコミュニティー支援のほうをお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす13日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後2時20分